

桑名市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

桑名市

目 次

はじめに

1. 計画策定に係る法的根拠	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の対象とする廃棄物	5
4. 計画の対象とする地域	5
5. 計画期間	6
6. 計画の進行管理	7

ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状

(1) ごみの種類および収集・処理の区分	9
(2) ごみ処理の体制	11
(3) 家庭系ごみの排出量	13
(4) 事業系ごみの排出量	14
(5) ごみの総排出量	15
(6) 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	16
(7) 家庭系ごみの再利用率	17

2. ごみ処理基本方針

(1) 基本理念	18
(2) 基本施策・個別施策	19
(3) 個別施策の取組方針	
基本施策1 ごみの減量および適正な処理のための分別・3Rの啓発	20
基本施策2 ごみの発生抑制	21
基本施策3 資源の有効活用の推進	22
基本施策4 ごみの適正な処理の実施	23

3. ごみの排出量の見込み

(1) 将来人口の見込み	24
(2) ごみ区分別のごみ排出量の将来予測	25
(3) ごみの総排出量の将来予測	31
(4) 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測	34
(5) 家庭系ごみの再利用率の将来予測	35

4. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 今後のごみの分別・収集	36
(2) 今後のごみ処理体制	37

生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理主体	39
(2) 生活排水処理施設の概況	40
(3) 生活排水処理の状況	45
(4) し尿処理施設の概況	48
(5) し尿処理の現状	49

2. 生活排水処理基本方針

(1) 基本方針	52
(2) 計画処理区域・生活排水処理主体	52
(3) 将来人口の見込み	53
(4) 生活排水処理計画人口の見込み・目標	53
(5) し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み・目標	55
(6) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	55

はじめに

1. 計画策定に係る法的根拠

「一般廃棄物処理計画」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」の第6条第1項および第2項に基づき、市町村が定めなければならない一般廃棄物の処理に関する方針を示すもので、市町村は本計画に従って区域内の一般廃棄物の処理を行わなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、

- ①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）
- ②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）

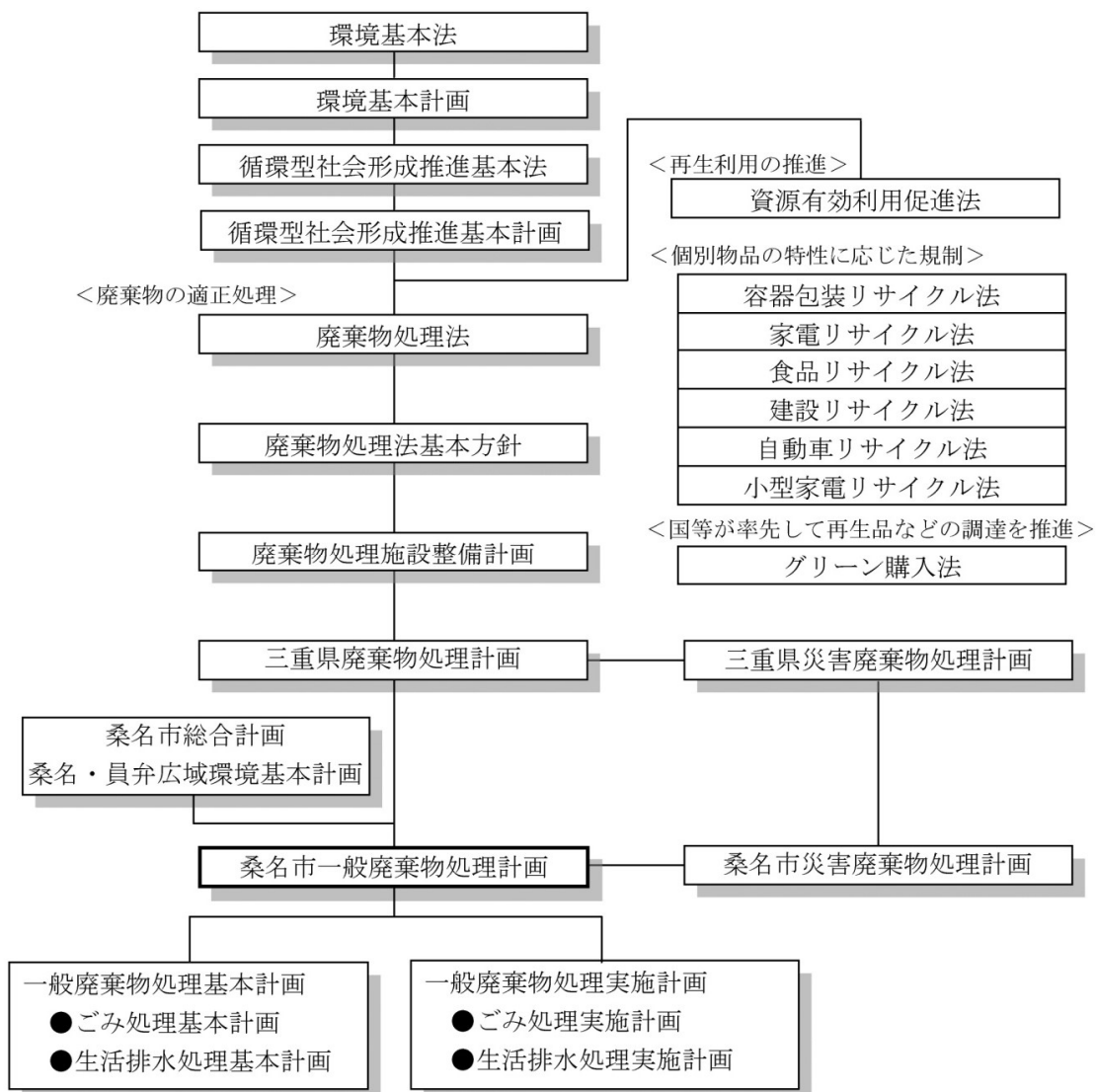
から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分および生活排水に関する部分から構成されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律における関係箇所は以下のとおりです。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

- 第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

[一般廃棄物処理計画と他の計画との関係]



出典：ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市が総合的・長期的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制およびごみの発生から最終処分に至るまでに必要な基本事項を定めるものです。

現代の快適で便利な生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの上に成り立っています。一方でこの社会経済システムは自然環境の破壊や地球温暖化、天然資源の枯渇など、自然環境に大きな負荷をかけてきました。

このような状況を見直すため、国では循環型社会形成推進基本法をはじめとした各種の廃棄物およびリサイクル関連法が制定され、循環型社会への転換をめざして様々な取り組みが行われています。

廃棄物問題への対応策は、単に廃棄物だけを独立させて議論できるものではなく、その背景にある経済や社会の構造や枠組みといった問題、さらには一人ひとりの生き方、生活様式にかかる問題として、環境保全、資源循環という視点から取り組んでいく必要があります。

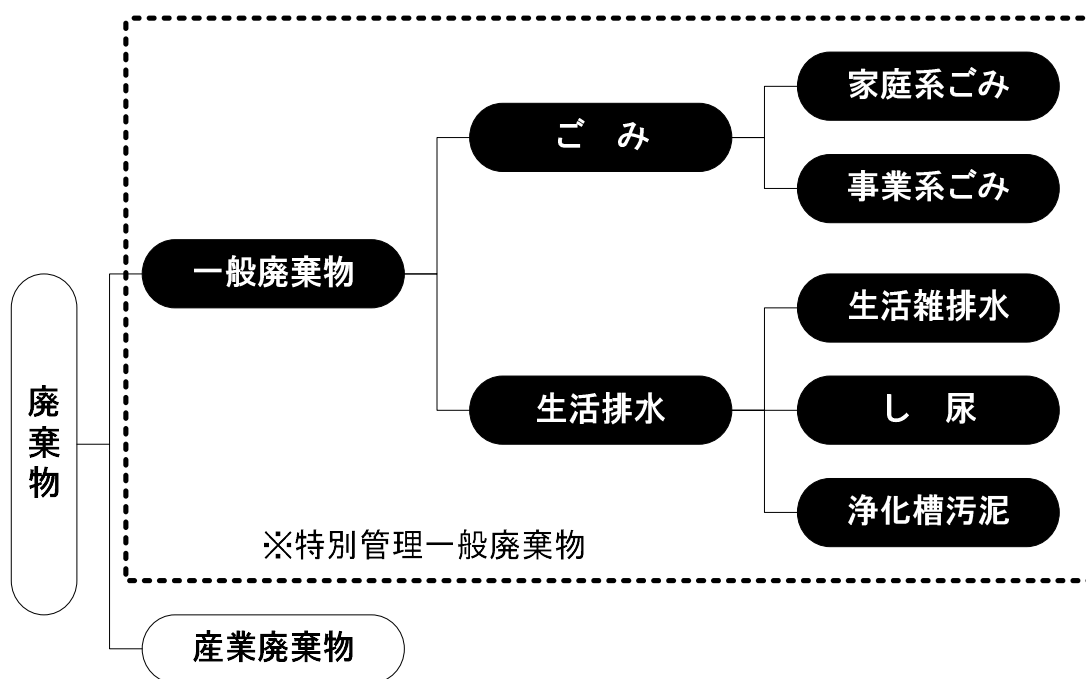
本市でも、ごみおよび生活排水に対する総合的な施策を推進してきました。今後も、限りある自然、資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型のまちづくりを進めていくことを、市民、事業者、行政の共通目標として確認するとともに、本計画により一般廃棄物の排出抑制・適正処理を行っていくこととします。

本計画は、「桑名市総合計画（2015-2024）」を上位計画として位置づけ、総合計画との整合を図りつつ、本市の一般廃棄物処理（ごみ処理および生活排水処理）行政の最上位計画として位置づけられる計画です。なお、その実行にあたっては三重県廃棄物処理計画および本市の諸施策との整合を図るものとします。

3. 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法第2条において定める一般廃棄物とし、具体的には以下に図示するものとします。

[対象とする廃棄物]



4. 計画の対象とする地域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

5. 計画期間

〔ごみ処理基本計画〕

本計画の計画期間は平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とし、目標年度は令和 8 年度とします。

なお、計画は 5 年後の令和 3 年度に中間見直しを行うものとします。また、社会経済情勢や廃棄物に関する法律、制度が変化した場合など、必要に応じて計画を見直すこととします。



〔生活排水処理基本計画〕

三重県が平成 28 年 6 月に策定した「生活排水処理アクションプログラム（平成 28 年度版）」の目標年次が令和 7 年度および令和 17 年度であることから、同計画との整合を図るため、本計画の計画期間は平成 29 年度から令和 7 年度までの 9 年間とし、目標年度は令和 7 年度とします。

なお、計画は 5 年後の令和 3 年度に中間見直しを行うものとします。また、社会経済情勢や廃棄物に関する法律、制度が変化した場合など、必要に応じて計画を見直すこととします。



6. 計画の進行管理

計画の進行管理については、Plan（計画策定）、Do（計画実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に自らのごみ処理基本計画の点検、見直し、評価を行います。

年度ごとに施策の進捗状況や目標達成状況について広く公表します。

ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状

(1) ごみの種類および収集・処理の区分

本市において、排出されるごみは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチックごみ（プラスチック製容器包装）、有害ごみ、土砂・ガレキ類、資源物等に区分されています。

[ごみの種類および収集・処理区分(1)]

ごみの種類	ごみの収集	ごみの処理方法	ごみの処分・再資源化方法	
可燃ごみ	委託業者	桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (焼却施設) (リサイクルプラザ)	再生資源業者	
不燃ごみ				
粗大ごみ				
プラスチックごみ (プラスチック製容器包装)		桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (プラスチック圧縮梱包施設)		
有害ごみ(乾電池・蛍光管)		広域回収処理 (全国都市清掃会議)		広域回収処理 (全国都市清掃会議)
土砂・ガレキ類	直接搬入(一部収集)	市最終埋立処分場	市最終埋立処分場	
資源物	委託業者	ストックヤード (民間業者)	再生資源業者	
				新聞・新聞折込チラシ
				雑誌・その他古紙
				段ボール
				牛乳パック
				アルミ缶
				スチール缶
				ペットボトル(透明)
				ペットボトル(色つき)
				透明ビン
				茶色ビン
				その他の色ビン
布類				
スプレー缶・ガスボンベ	清掃センター・委託業者	桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (リサイクルの森)		
使用済小型家電	拠点回収	ストックヤード		

[ごみの種類および収集・処理区分(2)]

ごみの種類		ごみの収集形態	ごみの運搬業者	中間処理施設 (リサイクル処理施設)	最終処分場 リサイクル施設名称			
可燃ごみ		ステーション回収	委託業者	桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (リサイクルの森)	桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (リサイクルの森) 可燃ごみ焼却施設			
		直接搬入(許可業者)	市許可業者					
		直接搬入(個人・事務所)	個人・事業所					
不燃ごみ		ステーション回収	委託業者		桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (リサイクルの森)	民間処理施設		
		直接搬入(許可業者)	市許可業者					
		直接搬入(個人・事務所)	個人・事業所					
粗大ごみ		戸別回収	委託業者			桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (リサイクルの森)	民間処理施設	
		直接搬入(許可業者)	市許可業者					
		直接搬入(個人・事務所)	個人・事業所					
プラスチックごみ (プラスチック製容器包装)		ステーション回収	委託業者	桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (リサイクルの森)			日本容器包装 リサイクル協会	
有害ごみ	乾電池	ステーション回収	委託業者				広域回収 (民間処理施設)	広域回収 (民間処理施設)
		拠点回収	清掃センター					
	蛍光管	ステーション回収	委託業者					
		拠点回収	清掃センター					
土砂・ガレキ類		土砂・ガレキ類	個人、市清掃センター、 市土木課、委託業者		—		市埋立処分場	
資源物	紙類	新聞 新聞折込チラシ	拠点回収(自治会) 拠点回収 (スーパー駐車場等)		委託業者	民間処理施設		
		雑誌・その他古紙						
		段ボール						
		牛乳パック						
	金属類	アルミ缶	拠点回収 (自治会) (スーパー駐車場等)	委託業者	民間処理施設			
		スチール缶						
	ペットボトル	透明	拠点回収 (自治会) (スーパー駐車場等)	委託業者	民間処理施設			
		色つき						
	ビン類	透明	拠点回収 (自治会) (スーパー駐車場等)	委託業者	民間処理施設			
		茶色						
		その他の色						
	布類		拠点回収	委託業者	民間処理施設			
			拠点回収 (スーパー駐車場等)					
スプレー缶・ガスボンベ		拠点回収 (自治会・スーパー等)	清掃センター・委託業者	桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (リサイクルの森)	民間処理施設			
使用済小型家電		拠点回収	委託業者	民間処理施設	民間処理施設			

(2) ごみ処理の体制

本市から発生するごみは、桑名市・東員町・木曾岬町で構成される「桑名広域清掃事業組合」の資源循環センター（愛称：リサイクルの森）に搬入し中間処理しています。

可燃ごみは、令和2年1月より可燃ごみ焼却施設でのストーカ方式と呼ばれる焼却炉で燃やして処理しています。ごみを燃やしたときに出る熱を利用して発電し、灰はセメント原料として100パーセントリサイクルします。

不燃ごみ、粗大ごみは、リサイクルプラザ（不燃・粗大処理施設）において破碎処理され、金属類と可燃ごみ・不燃ごみ残渣に選別処理されます。その後、選別された資源物は、再生処理工場へ搬出し資源化されます。

プラスチックごみは、プラスチック圧縮梱包施設において不適物の除去を行ったあと、圧縮・梱包処理を行い、日本容器包装リサイクル協会を介して再生処理業者に引き渡されています。

このように、エネルギーや資源を有効利用することで、循環型の社会を目指しています。

リサイクルの森では最終処分場を保有しておらず、処理残渣の全量を委託処分しています。

なお、リサイクルの森では、三重県のRDF焼却・発電事業が令和元年9月に終了したことに伴い現在の処理施設が始まりました。エネルギーや資源を無駄なく利用することで、循環型の社会を目指しています。

桑名市清掃センターは、本市の廃棄物収集運搬活動拠点として設置をしている施設です。施設では、市直営の収集運搬管理や委託業者等の収集状況の管理、土砂・ガレキ類の計量・受入等を行っています。また在宅支援と住民福祉の向上を図り、平成16年12月より戸別収集も行っています。桑名市一般廃棄物埋立最終処分場は、総埋立容量約34,600m³の安定型処分場で、市内の家庭から排出される土砂・ガレキ類や公共道路の側溝掃除の際に発生する土砂の最終処分を行う施設です。施設に持ち込める一般廃棄物は表面処理等化学的な処理を行っていない土壌汚染等の原因となる物質を溶出しない土砂・ガレキ類に限っており、生活環境の保全に配慮をしています。

【ごみ処理関連施設および設備】

① 桑名広域清掃事業組合資源循環センター（愛称「リサイクルの森」）

（構成市町：桑名市・東員町・木曾岬町）

(1)所在地	桑名市多度町力尾字沢地4028番地
(2)可燃ごみ焼却施設 操業開始日	174 t/日 可燃ごみ処理施設 令和2年1月1日
(3)リサイクルプラザ 操業開始日	55 t/5時間 不燃・粗大処理施設 平成14年12月1日
(4)プラスチック圧縮梱包施設 操業開始日	17t/5時間 プラスチック製容器包装 平成20年10月1日

② 桑名市清掃センター

(1)所在地	桑名市大字東汰上831番地
(2)敷地面積	9,890.1m ²
(3)建築面積	2,015.8m ² （延床面積 1,905.4m ² ） （管理棟・車庫棟・倉庫棟・計量棟等）
(4)着工年月	平成14年10月
(5)竣工年月	平成16年 2月
(6)総工費	355,530千円

③ 桑名市一般廃棄物埋立最終処分場

(1)所在地	桑名市大字東汰上字屋敷下地内
(2)敷地面積	12,553.36m ²
(3)埋立容積	34,623.0m ³
(4)着工年月	昭和63年 6月
(5)竣工年月	昭和63年 7月
(6)総工費	5,800千円

(3) 家庭系ごみの排出量

本計画における家庭系ごみの排出量は、市内の家庭から排出される「可燃ごみ(家庭系)」、「不燃ごみ(家庭系)」、「粗大ごみ(家庭系)」、「プラスチックごみ(プラスチック製容器包装)」、「有害ごみ」、「土砂・ガレキ類」、「資源物」の合計と設定します。

令和2年度の家庭系ごみの排出量は30,225 tとなっています。

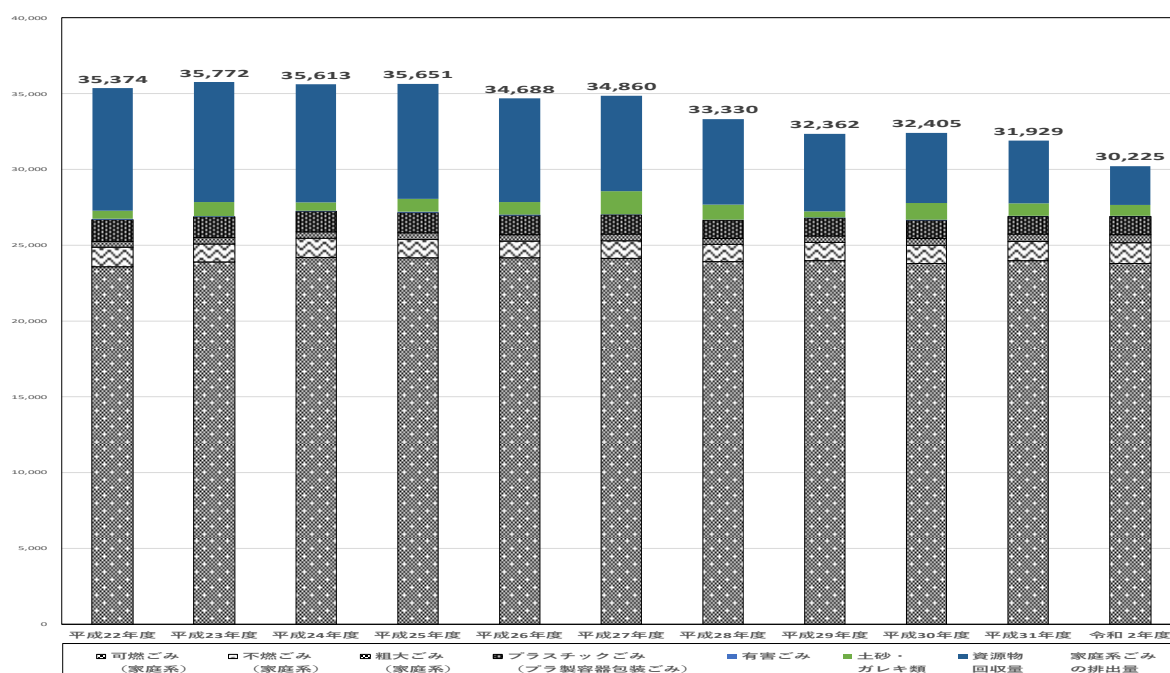
[家庭系ごみの排出量の推移]

(単位：t)

	可燃ごみ (家庭系)	不燃ごみ (家庭系)	粗大ごみ (家庭系)	プラスチックごみ (プラ製容器包装 ごみ)	有害ごみ	土砂・ ガレキ類	資源物 回収量	家庭系ごみ の排出量
平成22年度	23,573	1,293	397	1,428	52	526	8,105	35,374
平成23年度	23,901	1,186	400	1,387	49	914	7,935	35,772
平成24年度	24,214	1,262	413	1,345	45	531	7,803	35,613
平成25年度	24,171	1,213	457	1,314	57	866	7,573	35,651
平成26年度	24,168	1,122	411	1,280	44	820	6,843	34,688
平成27年度	24,121	1,179	439	1,280	44	1,488	6,309	34,860
平成28年度	23,921	1,133	400	1,211	38	972	5,655	33,330
平成29年度	23,979	1,221	400	1,195	39	410	5,118	32,362
平成30年度	23,782	1,235	440	1,191	39	1,101	4,617	32,405
平成31年度	23,990	1,261	494	1,165	39	804	4,176	31,929
令和2年度	23,791	1,385	519	1,211	30	721	2,568	30,225

[家庭系ごみの排出量の推移]

(単位：t)



(4) 事業系ごみの排出量

本計画における「事業系ごみの排出量」は、「可燃ごみ(事業系)」、「不燃ごみ(事業系)」、「粗大ごみ(事業系)」の合計と設定します。

令和2年度年度の「事業系ごみの排出量」は13,362 tとなっています。

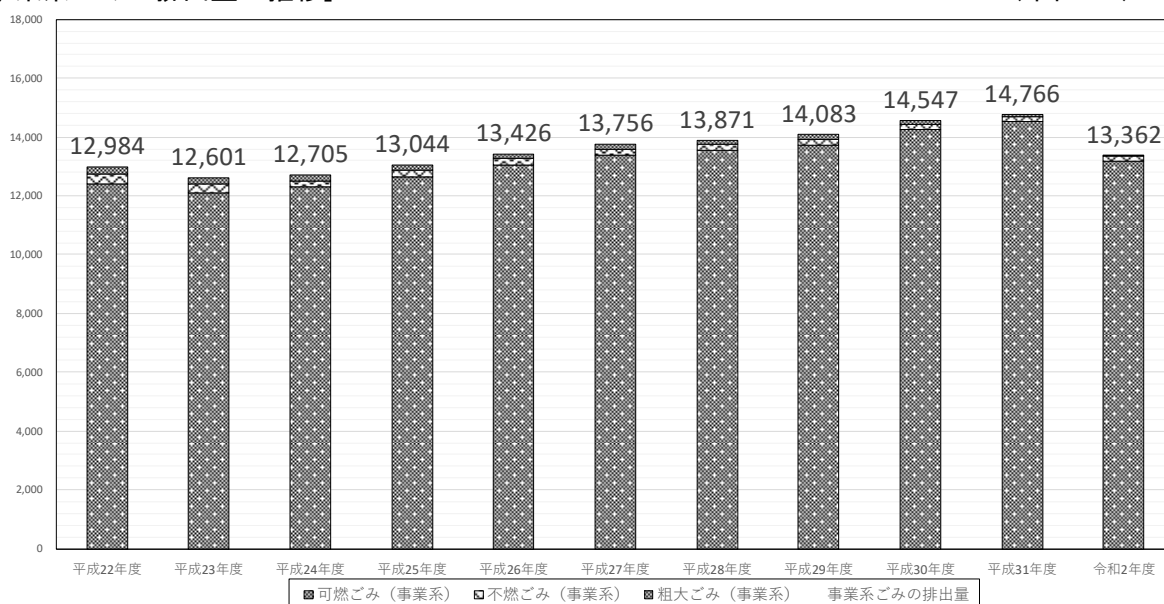
[事業系ごみの排出量の推移]

(単位：t)

	可燃ごみ (事業系)	不燃ごみ (事業系)	粗大ごみ (事業系)	事業系ごみ の排出量
平成22年度	12,404	351	229	12,984
平成23年度	12,092	326	183	12,601
平成24年度	12,294	227	184	12,705
平成25年度	12,653	216	175	13,044
平成26年度	13,060	230	136	13,426
平成27年度	13,394	206	156	13,756
平成28年度	13,556	198	117	13,871
平成29年度	13,721	193	169	14,083
平成30年度	14,244	179	124	14,547
平成31年度	14,520	178	68	14,766
令和2年度	13,170	166	26	13,362

[事業系ごみの排出量の推移]

(単位：t)



(5) ごみの総排出量

「家庭系ごみの排出量」と「事業系ごみの排出量」を合計した本市のごみの総排出量は、令和2年度で43,587 tとなっています。

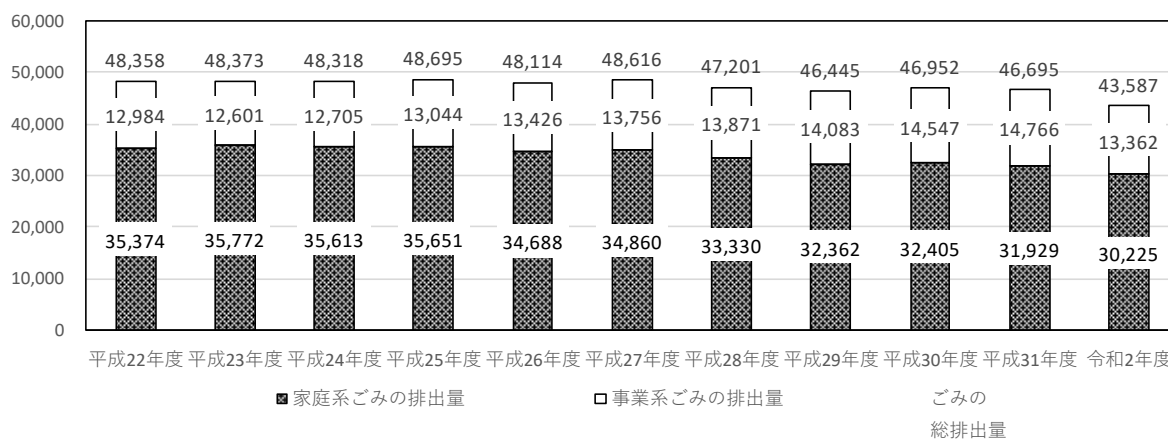
[ごみの総排出量の推移]

(単位：t)

	家庭系ごみの 排出量	事業系ごみの 排出量	ごみの 総排出量
平成22年度	35,374	12,984	48,358
平成23年度	35,772	12,601	48,373
平成24年度	35,613	12,705	48,318
平成25年度	35,651	13,044	48,695
平成26年度	34,688	13,426	48,114
平成27年度	34,860	13,756	48,616
平成28年度	33,330	13,871	47,201
平成29年度	32,362	14,083	46,445
平成30年度	32,405	14,547	46,952
平成31年度	31,929	14,766	46,695
令和2年度	30,225	13,362	43,587

[ごみの総排出量の推移]

(単位：t)



(6) 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量

令和 2 年度の市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は 587 g となります。

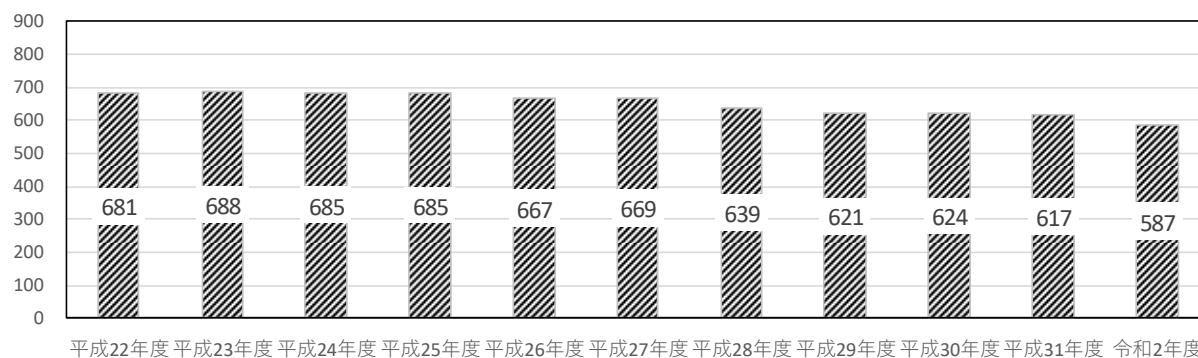
市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の推移をみると、年々減少傾向にあります。

〔市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の推移〕

	家庭系 ごみ総排出量 (t) A	ごみ処理人口 (人) B	市民1人1日あたり の家庭系ごみ排出量 (g) $C=A \div B/365$ 日
平成22年度	35,374	142,236	681
平成23年度	35,772	142,427	688
平成24年度	35,613	142,347	685
平成25年度	35,651	142,510	685
平成26年度	34,688	142,588	667
平成27年度	34,860	142,666	669
平成28年度	33,330	142,951	639
平成29年度	32,362	142,791	621
平成30年度	32,405	142,274	624
平成31年度	31,929	141,701	617
令和2年度	30,225	141,045	587

〔市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の推移〕

(単位 : g)



(7) 家庭系ごみの再利用率

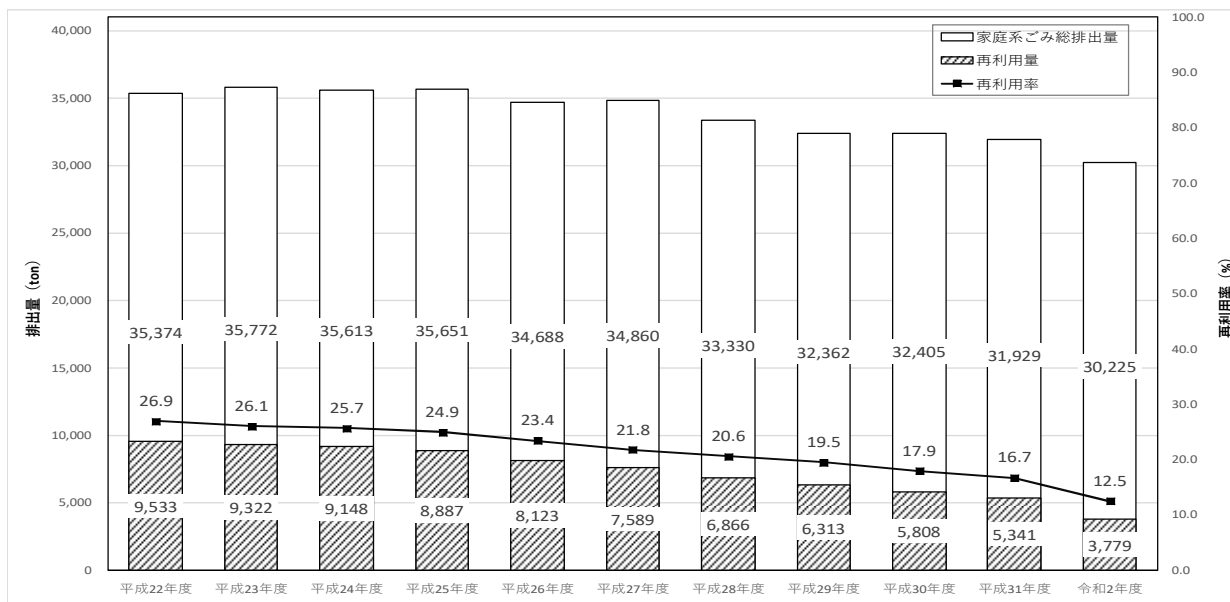
家庭系ごみの再利用率（家庭系ごみ総排出量に占める「資源物回収量」および「プラスチックごみ（プラスチック製容器包装）」の割合）は、令和2年度において12.5%となっており、平成22年度以降は年々減少傾向にあります。

減少傾向の要因としては、資源物の民間施設への持ち込みが増えたことや、令和2年度の桑名市リサイクル推進施設の廃止が影響したと推定されます。

[家庭系ごみの再利用率の推移]

	家庭系ごみ 総排出量 (t)	資源物回収量およびプラスチックごみ (プラスチック製容器包装) (t)	再利用率 (%)
平成22年度	35,374	9,533	26.9
平成23年度	35,772	9,322	26.1
平成24年度	35,613	9,148	25.7
平成25年度	35,651	8,887	24.9
平成26年度	34,688	8,123	23.4
平成27年度	34,860	7,589	21.8
平成28年度	33,330	6,866	20.6
平成29年度	32,362	6,313	19.5
平成30年度	32,405	5,808	17.9
平成31年度	31,929	5,341	16.7
令和2年度	30,225	3,779	12.5

[家庭系ごみの再利用率の推移]



注) プラスチックごみについて、プラスチック製容器包装での分別を平成20年10月から実施したため、ここでは平成21年度以降を対象とします。

2. ごみ処理基本方針

(1) 基本理念

本市において、家庭から出される1人あたりのごみ排出量は、住民の生活水準および生活様式の変化などにより、平成18年度以降、年々減少しつつあります。

また、住民のごみ処理対策についての関心は依然として高くなっており、環境保全や省資源・省エネルギーへの対応の必要性がより一層認識され、3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動の推進によるごみの減量化により、環境への負荷をできる限り軽減し、限りある資源を有効に利用するための、市民・事業者・行政が連携した取り組みを推進していくことが重要です。

このような状況から、本市では「桑名市総合計画（2015-2024）」において、ごみ処理に関する取り組み目標として「廃棄物の適正な処理」と「3Rの推進」を掲げており、本計画においても、取り組みを実施していくため基本理念を次のとおり設定します。

基本理念

「ごみの適正な処理および3Rの推進」

(2) 基本施策・個別施策

基本理念を実現するための、取り組みの「基本施策」および「個別施策」の方針について、次のとおり設定します。

基本施策	個別施策
基本施策 1 ごみの減量および適正な処理 のための分別・3Rの啓発	1) PR事業の推進
	2) 不適正な排出の監視
基本施策 2 ごみの発生抑制	1) 家庭での発生・排出抑制
	2) 事業所での発生・排出抑制
基本施策 3 資源の有効活用の推進	1) リサイクルの促進
	2) 環境教育・環境学習の推進
基本施策 4 ごみの適正な処理の実施	1) ごみの適正な収集・運搬
	2) ごみ収集・処理にかかる経費負担の適正化
	3) 災害廃棄物対策の推進

(3) 個別施策の取組方針

基本施策 1 ごみの減量および適正な処理のための分別・3Rの啓発

1) PR事業の推進

これまでも「資源物・ごみの分け方、出し方」のパンフレットや「ごみの出し方ハンドブック」等の配布、「広報くわな」「ホームページ」による情報発信などにより、市民へのごみの廃棄方法、3R推進を行ってきました。

今後は、従来からのパンフレット等の配布を行うとともに、市ホームページの充実やスマートフォンを活用したごみ分別アプリの導入など、より周知を図る方法の検討を進めていきます。

また、事業者への適正な排出の指導や啓発等についても検討を進めていきます。

[取組]

- ごみに関する情報の発信
 - ・「ごみ出しハンドブック」の配布
 - ・広報による情報発信
 - ・展示による情報発信
 - ・外国語の説明資料の作成
 - ・ごみ分別アプリの導入

2) 不適正な排出の監視

これまでも行ってきた「職員による不法投棄監視パトロール」、「不法投棄禁止看板の配布」、「監視カメラの設置」、「環境監視員による監視」を継続し、不法投棄の防止に努めていきます。また、不法投棄があった際は警察機関と連携を取り、不法投棄を事件として厳しく対応していきます。

地域における美化清掃活動に対して、ごみ袋の交付および廃棄物の収集を行い、地域を美しくする活動を支援し、不法投棄がしにくい環境づくりに努めます。

[取組]

- ごみの不法投棄防止
 - ・不法投棄発生場所への看板・監視カメラの設置
 - ・自治会等と連携した集積所の管理
- 地域の美化活動の推進
 - ・美化清掃活動へのごみ袋の交付および廃棄物の収集

基本施策 2 ごみの発生抑制

1) 家庭での発生・排出抑制

家庭から出る生ごみの排出抑制のため「生ごみ処理機等購入補助金」を導入し、「広報くわな」や市ホームページ等により、普及・啓発の推進を図っています。今後も、ごみ排出量の減量のため、生ごみ処理機の周知および普及を進めていきます。

また、生ごみの水切りやマイバッグ持参など、ごみを出さないライフスタイルへの転換に向けて、市民の意識を醸成していく取り組みを行っていきます。

【取組】

- 生ごみの減量の推進
 - ・生ごみ堆肥化容器および生ごみ処理機の購入支援
 - ・生ごみの減量に関する情報提供

2) 事業所での発生・排出抑制

事業所から出るごみについての減量・リサイクルを推進するため、事業所に対する情報提供・発信を積極的に行うとともに、適切な排出の指導等について継続して行っています。

【取組】

- 事業者との連携による発生抑制
 - ・資源ごみの店頭回収に関する小売店との連携
 - ・排出される事業系ごみの3Rの啓発

基本施策 2 の目標指標

「ごみの発生抑制」の達成目標の指標として「市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」を設定し、中間見直し年度である令和3年度に595g、最終目標年度である令和8年度に600gを達成することをめざします。

【市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の目標】

[基準年度] 平成27年度	[中間年度] 令和3年度	[目標年度] 令和8年度
669 g	595 g	600 g

基本施策3 資源の有効活用の推進

1) リサイクルの促進

これまで進めてきた、不用となった紙、ビン、缶などの資源のリサイクルを進めるとともに、排出されたごみに含まれる資源物の分別収集をより徹底し、リサイクルの推進を図ります。

また、平成26年度より分別回収を進めている小型家電については、家庭から排出された不燃ごみの中に、回収品目である小型家電が入っていることも見受けられるため、今後も小型家電としての回収を周知し、分別収集の徹底を図っていきます。一方、小型家電の回収量の増加を図るために回収品目を増やしました。

【取組】

- 資源ごみの分別回収の徹底
- 小型家電の分別収集の推進
- ・資源ごみの分別品目の周知、啓発
- ・小型家電リサイクル法に基づく小型家電の分別回収

2) 環境教育・環境学習の推進

市内の小学生に対して、自分の住んでいる街のごみの状況を知ることによって、ごみの減量、食品ロス、分別などの必要性や、環境に対する意識を持ってもらえるよう、小学校への出前授業を行っています。今後は、この取り組みを市内すべての小学校で開催できるよう、体制づくりを進めるとともに、取り組みの周知を図っていきます。

また、学校以外においても環境学習の機会を提供できるように、地域や関係団体などと協議、調整を行っていきます。

【取組】

- ごみに関する意識啓発の推進
- ・学校におけるごみに関する学習
- ・環境教育講座を通じたごみ減量等の意識啓発

基本施策3の目標指標

「資源の有効活用の推進」の達成目標の指標として「家庭系ごみの再利用率」を設定し、中間見直し年度である令和3年度、および最終目標年度である令和8年度において12.3%を達成することをめざします。

[家庭系ごみの再利用率の目標]

[基準年度] 平成27年度	[中間年度] 令和3年度	[目標年度] 令和8年度
21.8%	12.3%	12.3%

基本施策 4 ごみの適正な処理の実施

1) ごみの適正な収集・運搬

現行の委託業務と一般廃棄物収集運搬業の許可業者を中心とした収集運搬体制を維持することとし、より経済的かつ効率的な収集運搬体制の確立をめざします。

市内全域を収集運搬地域とし、収集運搬方法は、現行の方法を継続しつつ、ごみ収集ステーションの統合、廃止などの適正配置に努めます。

収集方法、中間処理等に変更が生じた場合は、その都度、最適な方法を検討し、見直しを図ります。

【取組】

- ごみの収集・運搬の適正な実施
 - ・ごみ処理の適正な管理および運営
 - ・ごみの収集体制の充実
 - ・集積所の適正配置の検討

2) ごみ収集・処理にかかる経費負担の適正化

ごみ処理経費の動向をみながら経費負担の適正化に努めるとともに、負担額の見直しについて適宜検証および検討を行っていきます。

【取組】

- 経費負担の適正化
 - ・ごみ処理にかかる適正な負担額の検証

3) 災害廃棄物対策の推進

災害時におけるごみ処理に関する事項は、平成 28 年 3 月に策定した「桑名市災害廃棄物処理計画」において定めており、同計画と整合を図ります。

3. ごみの排出量の見込み

(1) 将来人口の見込み

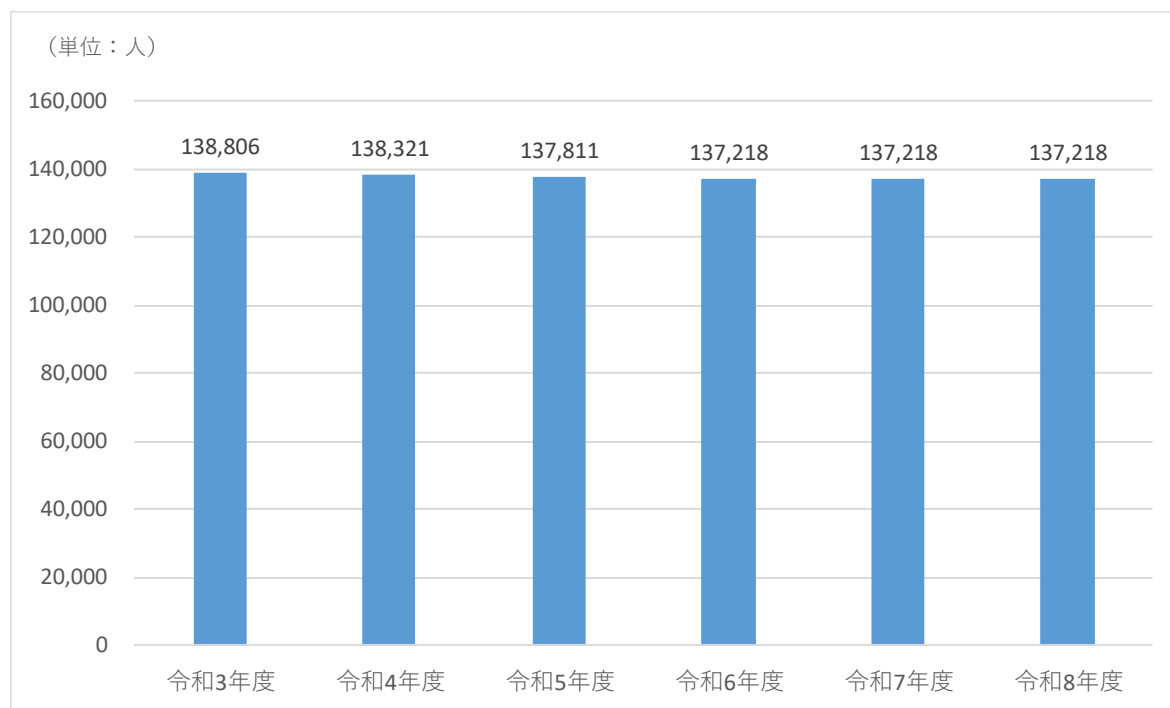
本市の人口規模は、令和2年度で137,684人となっています。本市における今後のごみの排出量の見込みを立てるにあたって、将来人口の動向をどうみるかが大きな変化要因となってきます。

桑名広域清掃事業組合では、新たなごみ処理施設を整備するにあたっての「ごみ処理施設整備計画」を平成27年9月に策定しました。その中においては、将来のごみ処理量の予測を立てるため、構成市町（桑名市、木曾岬町、東員町）それぞれの将来人口を推計しています。そこでは、本市の人口について、平成30年度までは微増し、その後はほぼ横ばいになると予測しています。

本計画における将来人口の見込みについて、上記の「ごみ処理施設整備計画」で設定した人口予測値を採用することとします。

計画の中間年度となる令和3年度の将来人口は138,806人、目標年度となる令和8年度の将来人口は、137,218人と予測されています。

[将来人口の予測]



(2) ごみ区分別のごみ排出量の将来予測

将来にわたるごみ排出量を予測するにあたり、ごみ区分別の排出量の将来予測を以下の条件で行いました。

推計に用いる基準とする実績は、基本的に平成 25 年度から平成 27 年度の過去 3 年間としました。なお、家庭系ごみの「土砂・ガレキ類」については、平成 22 年度から土砂・ガレキ類の受け入れの基準が変更となっており、また、自然災害の有無など年度による排出量のバラツキが大きいため、ここでは基準が変更となった平成 22 年度以降を使用します。

ごみ区分ごとのごみ排出量の推計には、「直線式」、「べき乗式」、「指数式」、「ロジスティック式」による推計方法を用いました。推計を行う計算式を以下に示します。

[推計方法と計算式]

名称	数式	特徴
直線式	$y = a x + b$	単調な増加（減少）を示す直線
べき乗式	$y = a x^b$	年とともに増加率（減少率）が増大していく曲線
指数式	$y = a b^x$	年とともに緩やかに増加（減少）していく曲線
ロジスティック式	$y = k / (1 + a e^{-b x})$	最初は増加（減少）し、中間でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線

※ y : ごみ排出量

x : 年度数 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 25 年度を } x = 1 \text{ として、その後 1 年ごとに } x \text{ が 1 増加} \\ \text{(土砂・ガレキ類のみ平成 22 年度を } x = 1 \text{ とする)} \end{array} \right]$

a : 係数

b : 係数

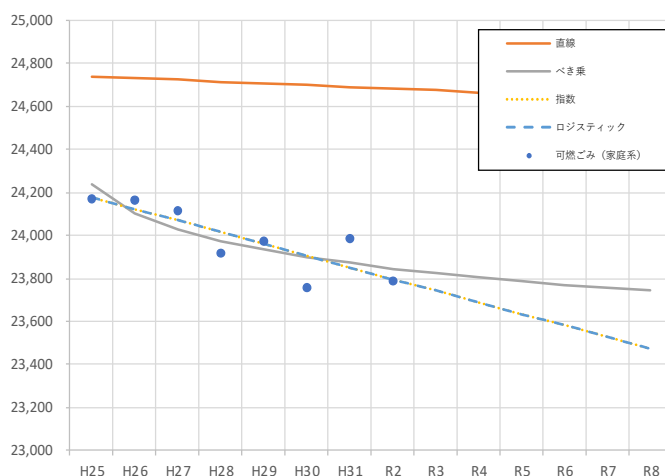
k : 係数

家庭系ごみ

可燃ごみ（家庭系）

- 可燃ごみ（家庭系）は、実績値において平成 25 年度以降は減少傾向となっています。
- 今後も減少傾向は維持すると予測されますが、おおよそ人口動態に比例する程度と見込まれることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[可燃ごみ（家庭系）の実績値および推計]



[可燃ごみ（家庭系）の実績値および推計値（べき乗式）]

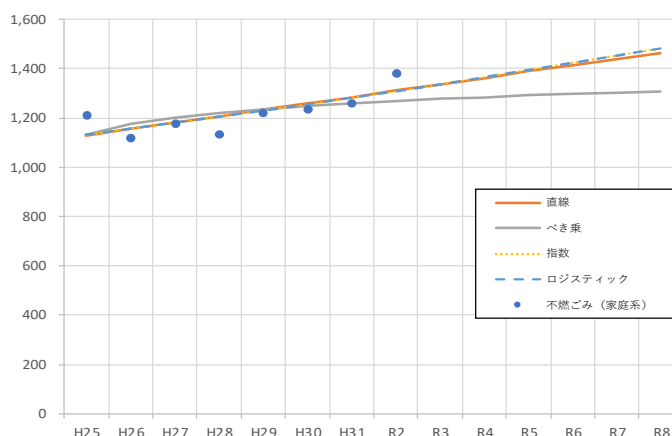
（単位：t）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実績値	24,171	24,168	24,121	23,921	23,979	23,782	23,990	23,791						
推計値									23,825	23,805	23,788	23,772	23,757	23,743

不燃ごみ（家庭系）

- 不燃ごみ（家庭系）は、基準期間において増減を繰り返しています。
- 今後もほぼ横ばい程度の排出量が見込まれることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[不燃ごみ（家庭系）の実績値および推計]



[不燃ごみ（家庭系）の実績値および推計値（べき乗式）]

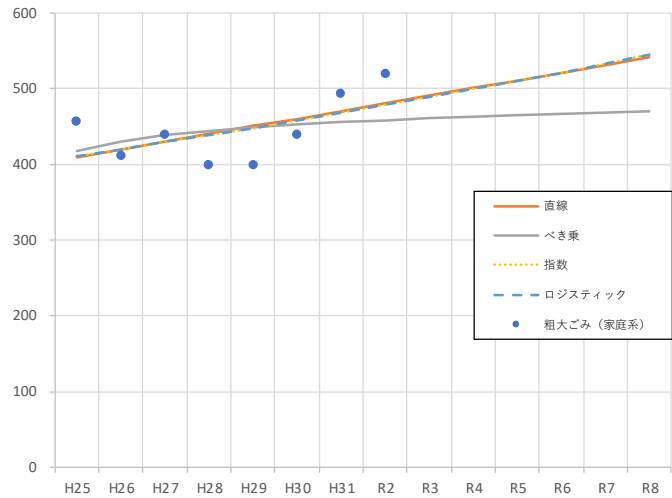
（単位：t）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実績値	1,213	1,122	1,179	1,133	1,221	1,235	1,261	1,385						
推計値									1,277	1,285	1,291	1,297	1,303	1,308

粗大ごみ（家庭系）

- 粗大ごみ（家庭系）は、基準期間において増減を繰り返しています。
- 今後もほぼ横ばい程度の排出量が見込まれることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[粗大ごみ（家庭系）の実績値および推計]



[粗大ごみ（家庭系）の実績値および推計値（べき乗式）]

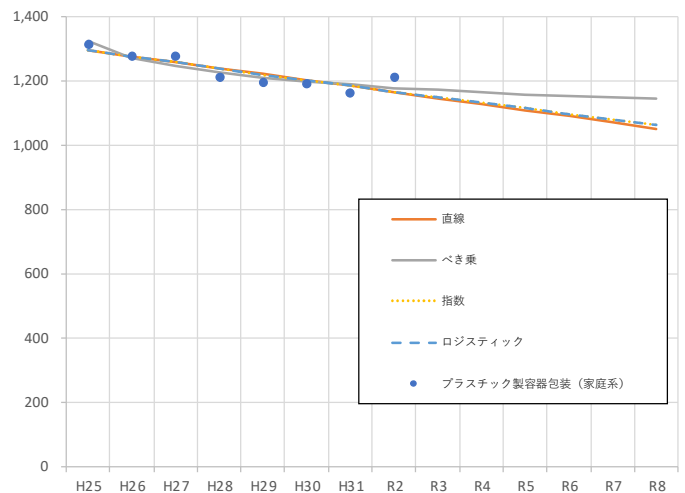
(単位：t)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績値	457	411	439	400	400	440	494	519						
推計値									461	463	465	467	469	470

プラスチックごみ（プラスチック製容器包装）

- プラスチックごみ（プラスチック製容器包装）は、基準期間において増減を繰り返しています。
- 今後はほぼ横ばい程度の排出量が見込まれることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[プラスチックごみ（プラスチック製容器包装）の実績値]



[プラスチックごみ（プラスチック製容器包装）の実績値および推計値（べき乗式）] (単位：t)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績値	1,314	1,280	1,280	1,211	1,196	1,191	1,165	1,211						
推計値									1,172	1,165	1,159	1,154	1,149	1,144

有害ごみ

○有害ごみは、平成 25 年度以降、減少傾向となっています。

○推計では減少が見込まれるものの、今後も同量程度の排出量が見込まれることから、推計にあたっては令和 2 年実績値が維持されるものとします。

[有害ごみの実績値および推計値]

(単位：t)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
実績値	57	44	44	38	39	39	39	30
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
推計値	30	30	30	30	30	30		

土砂・ガレキ類

○平成 22 年度から土砂・ガレキ類の受け入れの基準が変更となっており、また、自然災害の有無など年度による排出量のバラツキが大きくなっています。

○基準となる排出量については、基準が変更となった平成 22 年度から、期間の幅が最大限となる令和 2 年度までの間の平均値である 799 t とし、推計にあたっては平均値が維持されるものとします。

[土砂・ガレキ類の実績値および推計値]

(単位：t)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
実績値	866	855	1,492	972	410	702	804	721
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
推計値	799	799	799	799	799	799		

資源物回収量

○資源物回収量は、平成 25 年度以降、減少傾向となっています。

○資源物の民間施設への持ち込みが増加傾向にあるため、それに伴い回収量も減少すると推定されますが、推計にあたっては令和 2 年実績値が維持されるものとします。

[資源物回収量の実績値および推計値]

(単位：t)

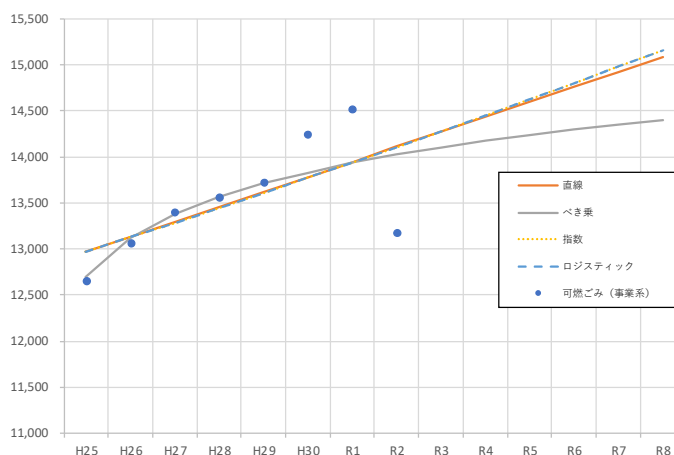
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
実績値	7,573	6,843	6,309	5,655	5,118	4,617	4,176	2,568
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
推計値	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568		

事業系ごみ

可燃ごみ（事業系）

- 可燃ごみ（事業系）は、実績値において平成 25 年度以降は増加傾向となっています。
- 今後も増加傾向は継続すると予測されますが、大幅な変化要因は少ないことから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[可燃ごみ（事業系）の実績値および推計]



[可燃ごみ（事業系）の実績値および推計値（べき乗式）]

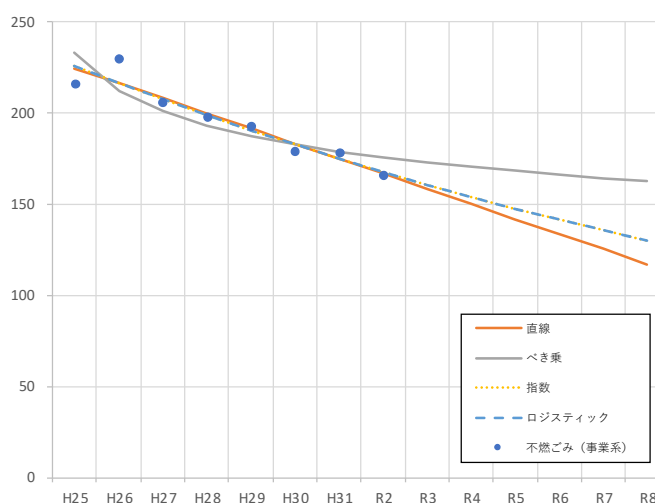
（単位：t）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実績値	12,653	13,060	13,394	13,556	13,721	14,244	14,520	13,170						
推計値									14,101	14,172	14,237	14,296	14,350	14,401

不燃ごみ（事業系）

- 不燃ごみ（事業系）は、基準期間において増減を繰り返しています。
- 大幅な変化要因は少なく、今後は減少傾向がみられることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[不燃ごみ（事業系）の実績値および推計]



[不燃ごみ（事業系）の実績値および推計値（べき乗式）]

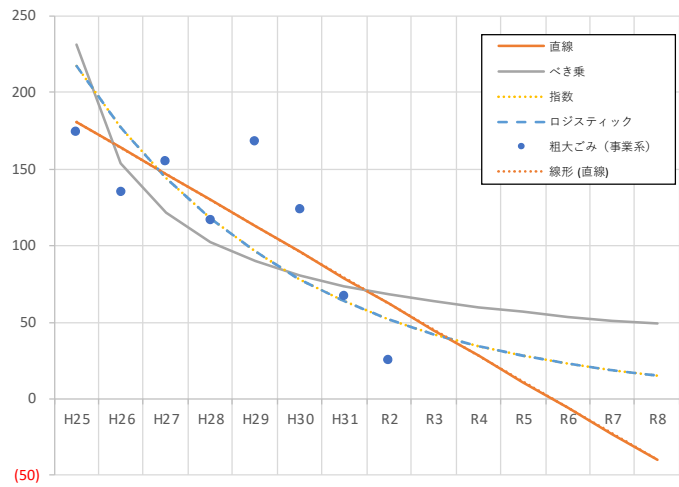
（単位：t）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実績値	216	230	206	198	193	179	178	166						
推計値									173	170	168	166	164	163

粗大ごみ（事業系）

- 粗大ごみ（事業系）は、基準期間において増減を繰り返しています。
- 推計では減少傾向が見込まれますが、今後の大幅な変化要因は少なく、排出量の大きな変化はないものと考えられることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[粗大ごみ（事業系）の実績値および推計]



[粗大ごみ（事業系）の実績値および

推計値（べき乗式）] (単位：t)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
実績値	175	136	156	117	169	124	68	26
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
推計値	64	60	57	54	51	49		

(3) ごみの総排出量の将来予測

家庭系ごみ

ごみ区分別に算出したごみ排出量の将来予測から見込む家庭系のごみ排出量は、中間見直し年度である令和3年度には30,132t、最終目標年度である令和8年度には30,063tになります。

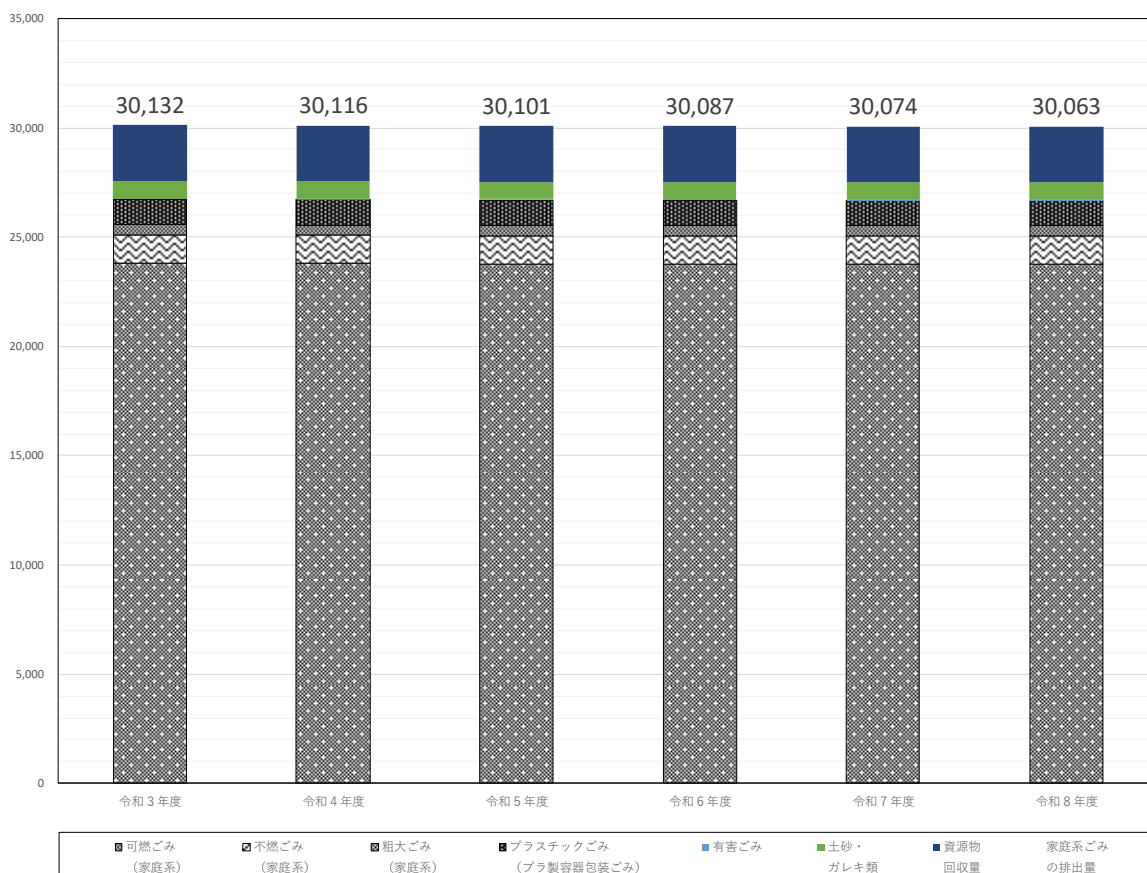
[家庭系ごみの将来予測排出量の推移]

(単位：t)

	可燃ごみ (家庭系)	不燃ごみ (家庭系)	粗大ごみ (家庭系)	プラスチックごみ (プラ製容器包装ごみ)	有害ごみ	土砂・ ガレキ類	資源物 回収量	家庭系ごみ の排出量
令和3年度	23,825	1,277	461	1,172	30	799	2,568	30,132
令和4年度	23,805	1,285	463	1,165	30	799	2,568	30,116
令和5年度	23,788	1,291	465	1,159	30	799	2,568	30,101
令和6年度	23,772	1,297	467	1,154	30	799	2,568	30,087
令和7年度	23,757	1,303	469	1,149	30	799	2,568	30,074
令和8年度	23,743	1,308	470	1,144	30	799	2,568	30,063

[家庭系ごみの将来予測排出量の推移]

(単位：t)



事業系ごみ

ごみ区分別に算出したごみ排出量の将来予測から見込む事業系のごみ排出量は、中間見直し年度である令和3年度には14,338t、最終目標年度である令和8年度には14,613tとなります。

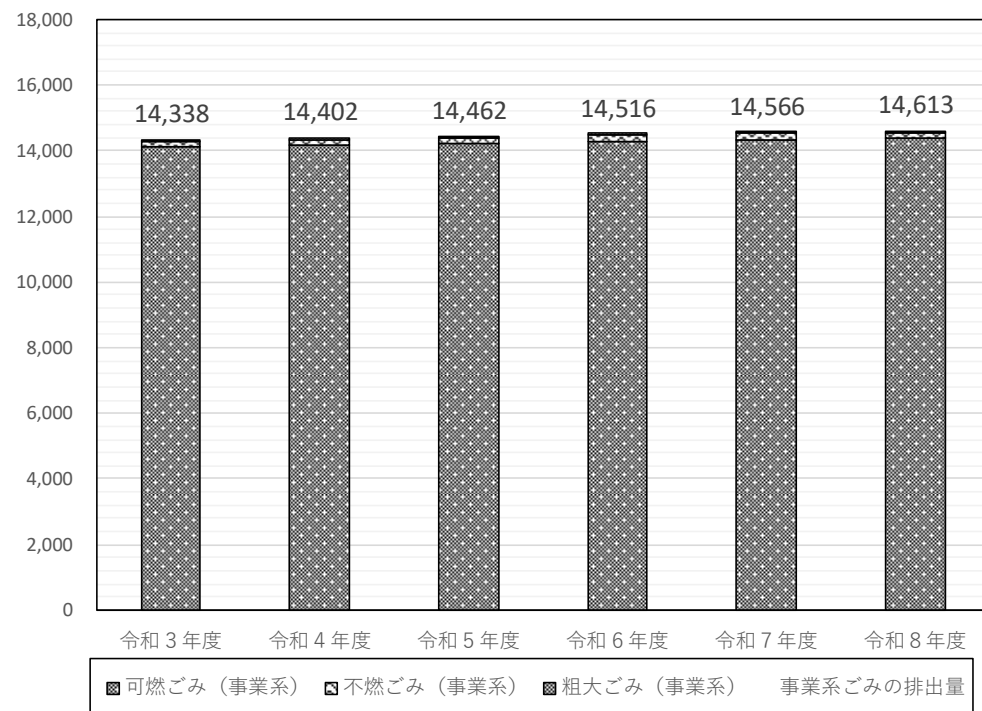
〔事業系ごみの将来予測排出量の推移〕

(単位：t)

	可燃ごみ (事業系)	不燃ごみ (事業系)	粗大ごみ (事業系)	事業系ごみ の排出量
令和3年度	14,101	173	64	14,338
令和4年度	14,172	170	60	14,402
令和5年度	14,237	168	57	14,462
令和6年度	14,296	166	54	14,516
令和7年度	14,350	164	51	14,566
令和8年度	14,401	163	49	14,613

〔事業系ごみの将来予測排出量の推移〕

(単位：t)



ごみの総排出量

本市において将来見込まれるごみの総排出量は、中間見直し年度である令和3年度には4,470t、最終目標年度である令和8年度には44,676tとなります。

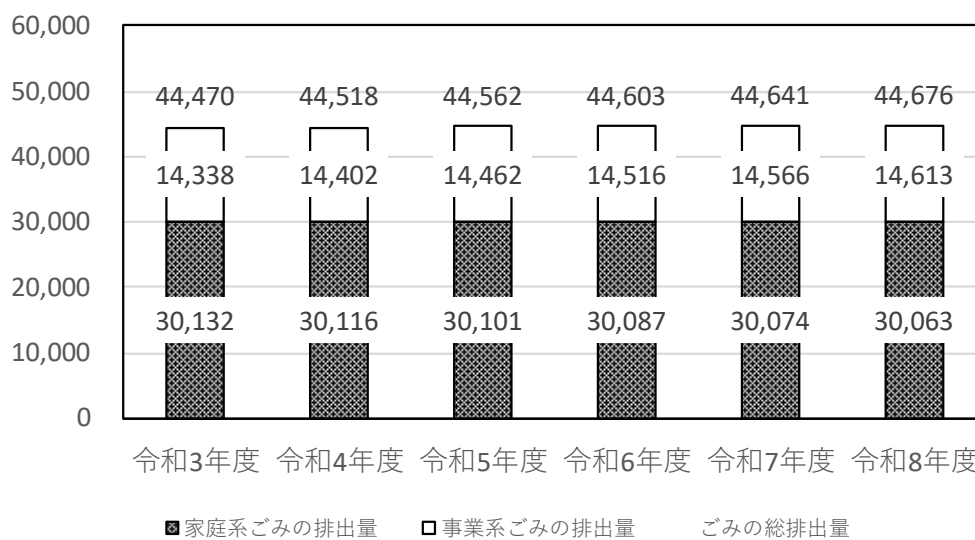
[ごみの総排出量の将来予測の推移]

(単位：t)

	家庭系ごみの 排出量	事業系ごみの 排出量	ごみの総排出量
令和3年度	30,132	14,338	44,470
令和4年度	30,116	14,402	44,518
令和5年度	30,101	14,462	44,562
令和6年度	30,087	14,516	44,603
令和7年度	30,074	14,566	44,641
令和8年度	30,063	14,613	44,676

[ごみの総排出量の将来予測の推移]

(単位：t)



(4) 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測

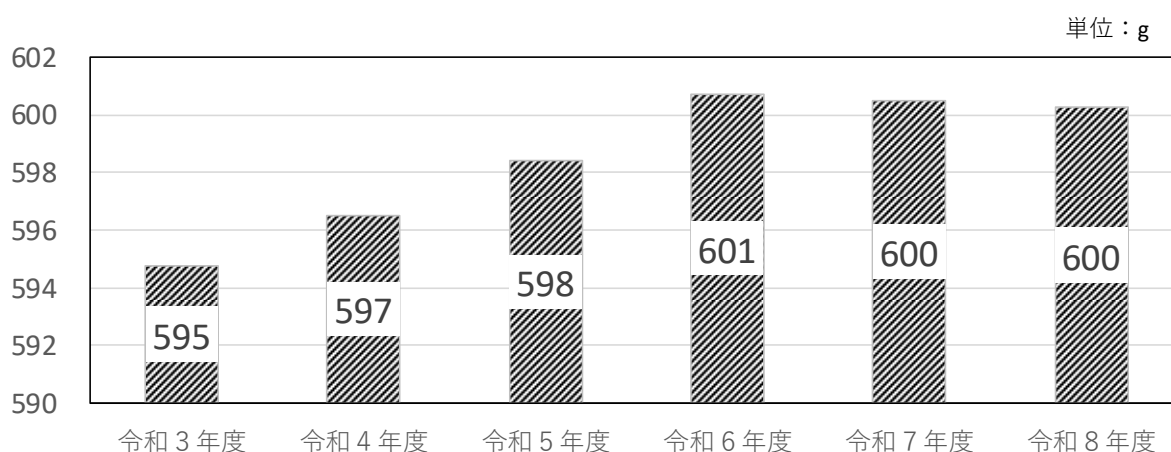
家庭系ごみの排出量に関する目標値として、市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量について、中間見直し年度である令和 3 年度に 595 g、最終目標年度である令和 8 年度に 600 g を達成することをめざします。

[基準年度] 平成 27 年度	[中間年度] 令和 3 年度	[目標年度] 令和 8 年度
669 g	595 g	600 g

[市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ総排出量の将来予測]

	家庭系 ごみ総排出量 (t) A	ごみ処理人口 (人) B	市民1人1日あたり の家庭系ごみ排出量 (g) $C=A \div B \div 365$
令和 3 年度	30,132	138,806	595
令和 4 年度	30,116	138,321	597
令和 5 年度	30,101	137,811	598
令和 6 年度	30,087	137,218	601
令和 7 年度	30,074	137,218	600
令和 8 年度	30,063	137,218	600

[市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ総排出量の将来予測]



(5) 家庭系ごみの再利用率の将来予測

家庭系ごみの再利用率として、中間見直し年度である令和3年度は12.3%、最終目標年度である令和8年度において12.3%を達成することをめざします。

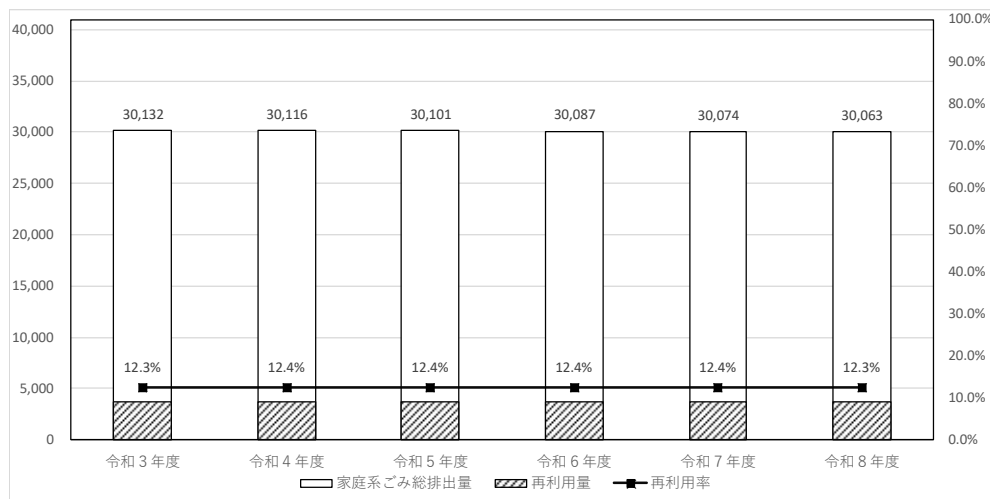
再利用率の将来予測の減少については、資源物の民間施設への持ち込みが増えたことや、令和2年度の桑名市リサイクル推進施設の廃止による資源物回収量の減少が推定されるためです。

[基準年度] 平成27年度	[中間年度] 令和3年度	[目標年度] 令和8年度
21.8%	12.3%	12.3%

[家庭系ごみの再利用率の将来予測]

	家庭系ごみ 総排出量 (t)	資源物回収量 および プラスチックごみ (プラスチック製容器包装) (t)	再利用率 (%)
令和3年度	30,132	3,714	12.3%
令和4年度	30,116	3,733	12.4%
令和5年度	30,101	3,727	12.4%
令和6年度	30,087	3,722	12.4%
令和7年度	30,074	3,717	12.4%
令和8年度	30,063	3,712	12.3%

[家庭系ごみの再利用率の将来予測]



4. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 今後のごみの分別・収集

今後のごみの分別種類および収集形態については現行から継続し、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチックごみ（プラスチック製容器包装）、有害ごみ、土砂・ガレキ類、資源物等に区分していきます。

また、法律等の改正や社会情勢の変化を注視しながら、他計画との整合を図りつつ必要に応じて見直しを行います。

[今後のごみの種類および収集・処理区分]

ごみの種類	ごみの収集	ごみの処理方法	
可燃ごみ	委託業者	桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (焼却施設) (リサイクルプラザ)	
不燃ごみ			
粗大ごみ			
プラスチックごみ (プラスチック製容器包装)		桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (プラスチック圧縮梱包施設)	
有害ごみ (乾電池・蛍光灯)		広域回収処理 (全国都市清掃会議)	
土砂・ガレキ類	直接搬入 (一部収集)	市最終埋立処分場	
資源物	委託業者	ストックヤード (民間業者)	
			新聞・新聞折込チラシ
			雑誌・その他古紙
			段ボール
			牛乳パック
			アルミ缶
			スチール缶
			ペットボトル (透明)
			ペットボトル (色つき)
			透明ビン
			茶色ビン
その他の色ビン			
布類			
スプレー缶・ガスボンベ	清掃センター・委託業者	桑名広域清掃事業組合 資源循環センター (リサイクルの森)	
使用済小型家電	拠点回収	ストックヤード	

(2) 今後のごみ処理体制

令和8年度までは現行のごみ処理体制を継続します。令和3年4月1日から新たな構成市町の枠組みとして、桑名市・木曾岬町・東員町の1市2町となります。

組合の経緯として、平成28年4月に「ごみ処理施設整備運営事業 実施方針」（桑名広域清掃事業組合）が示されました。そこでは、積極的な資源およびエネルギーの回収により、循環型社会の形成を推進することをめざすとともに、民間事業者の技術的能力、経営能力等を活用する官民連携方式とし、効率的かつ効果的な施設整備および管理運営の実現をめざしています。

今後も、本市のごみ処理については桑名広域清掃事業組合の処理計画等と整合を図っていきます。

[可燃ごみ処理施設]

(1) 事業地	三重県員弁郡東員町大字穴太 2541
(2) 対象廃棄物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣、災害廃棄物
(3) 処理方式	ストーカ方式
(4) 処理能力	174t/日 (87t/日×2 炉)
(5) 稼働時間	24h/日
(6) 稼働開始時期	本稼働 (令和2年1月)

生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は以下のとおりです。

処理施設の種類	対象となる排水の種類	処理主体
流域関連公共下水道	し尿、生活雑排水	三重県
公共下水道	し尿、生活雑排水	桑名市
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	桑名市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
汲み取り便槽	し尿	個人等
桑名広域環境管理センター	し尿、浄化槽汚泥	桑名・員弁広域連合

(2) 生活排水処理施設の概況

本市における生活排水処理施設の整備状況は次のとおりです。

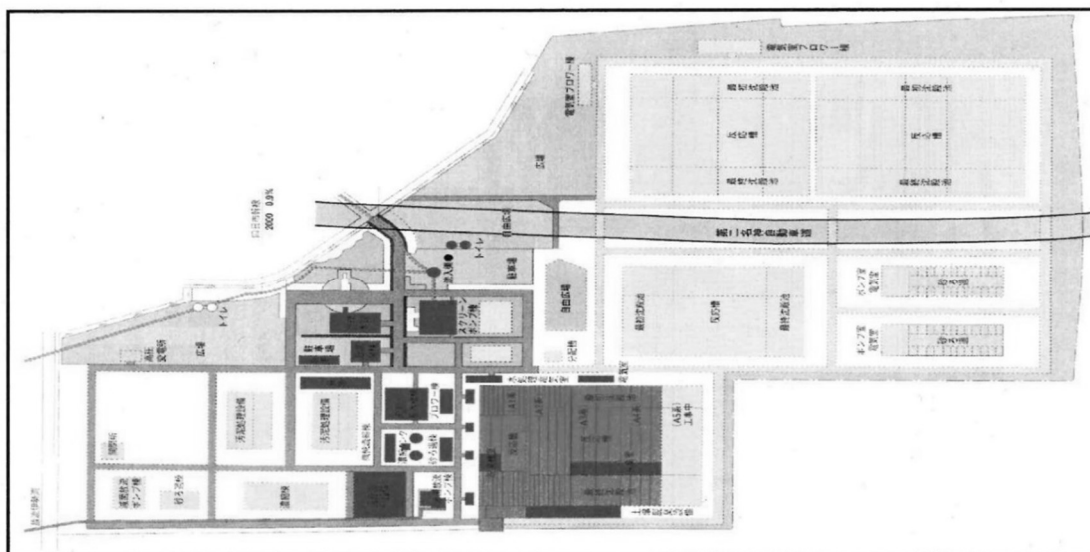
下水道施設

①北勢沿岸流域下水道（北部処理区）

本市では、北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連公共下水道事業を昭和57年度から工事着手し、平成2年度から順次、供用を開始しています。

名 称	北部浄化センター	
処 理 場	所在地	川越町大字亀崎新田字下新田
	敷地面積	46.0ha
	処理方式	標準活性汚泥法
	関係都市	四日市市、桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町
事業年度	昭和51年度～平成17年度	

[北部浄化センター 施設配置図]

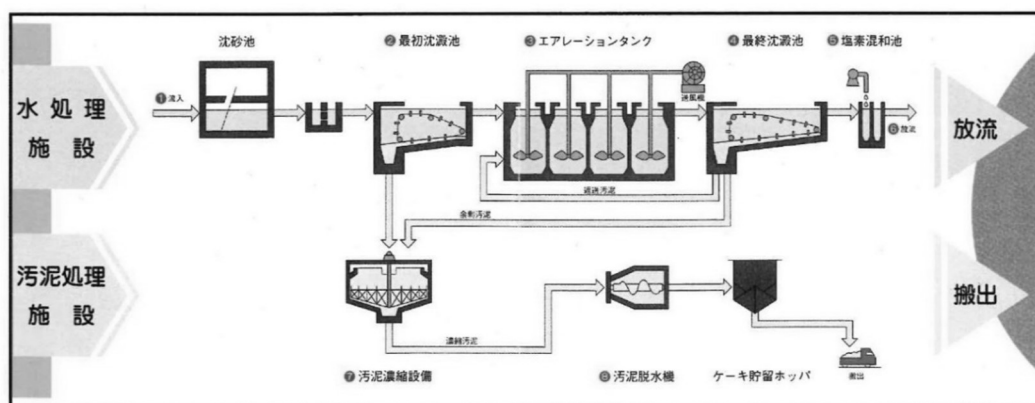


②公共下水道

旧長島町では、単独公共下水道事業を行い平成 11 年度に長島浄化センター「クリーンピア」を竣工し、平成 12 年 3 月より、順次供用を開始しています。

名称	長島浄化センター「クリーンピア」	
処理場	所在地	桑名市長島町赤地 331-1
	敷地面積	2.16ha
	処理方式	標準活性汚泥法・ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加+急速ろ過
	関係都市	桑名市(旧長島町)
事業年度	平成 11 年度 (計画平成 5 年度、平成 12 年 3 月 27 日～)	

[長島浄化センター「クリーンピア」 処理フロー]



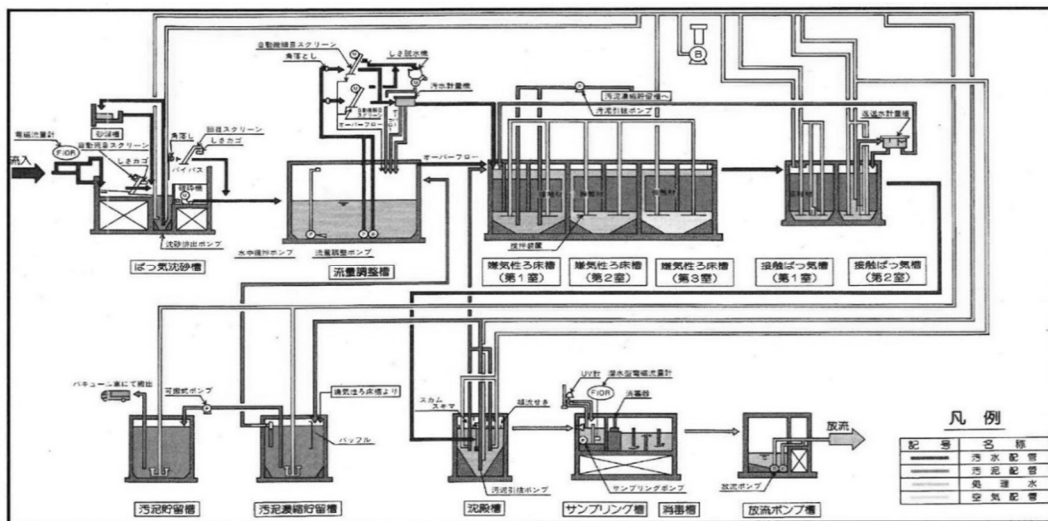
農業集落排水施設

③農業集落排水施設

本市の農業集落排水事業は、平成9年度に立田・太地区、平成11年度には、嘉例川地区、平成13年度に美鹿地区（旧多度町）、平成15年度に古野地区（旧多度町）の処理施設整備を行いました。

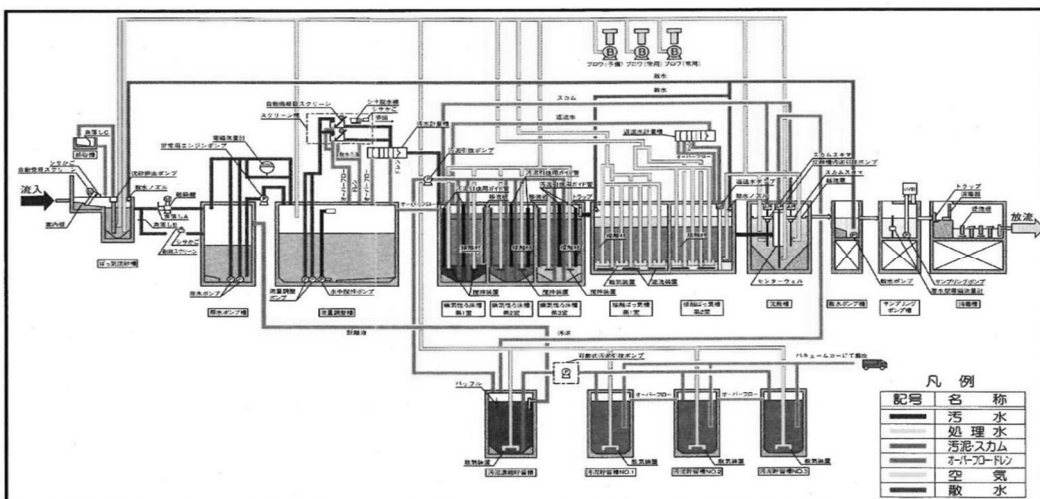
名称	立田・太平地区農業集落排水処理施設
計画処理人口	850人
処理区域面積	15.7ha
処理場位置	桑名市太平町81番地1
処理方法	JARUSⅢ型

[立田・太平地区 汚水処理フロー]



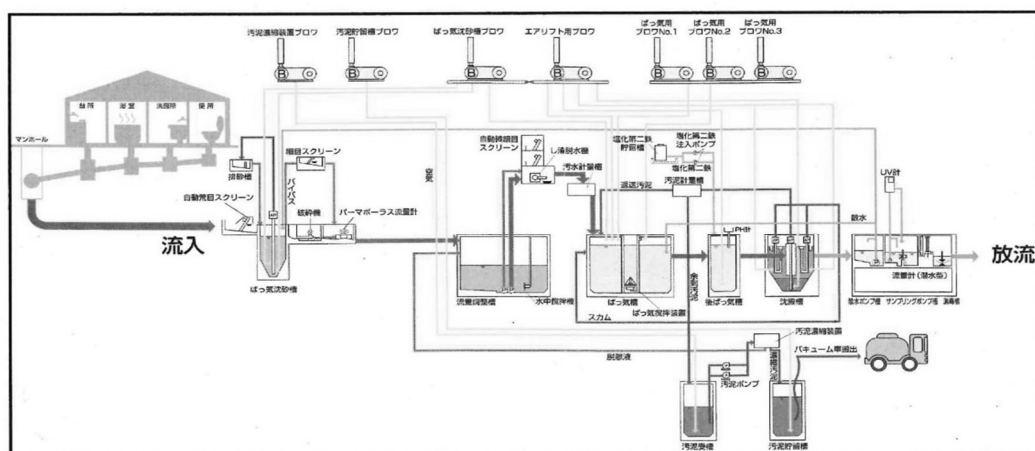
名称	嘉例川クリーンセンター
計画処理人口	680人
処理区域面積	11.4ha
処理場位置	桑名市大字嘉例川 292 番地 1
処理方法	JARUS III型

[嘉例川地区 汚水処理フロー]



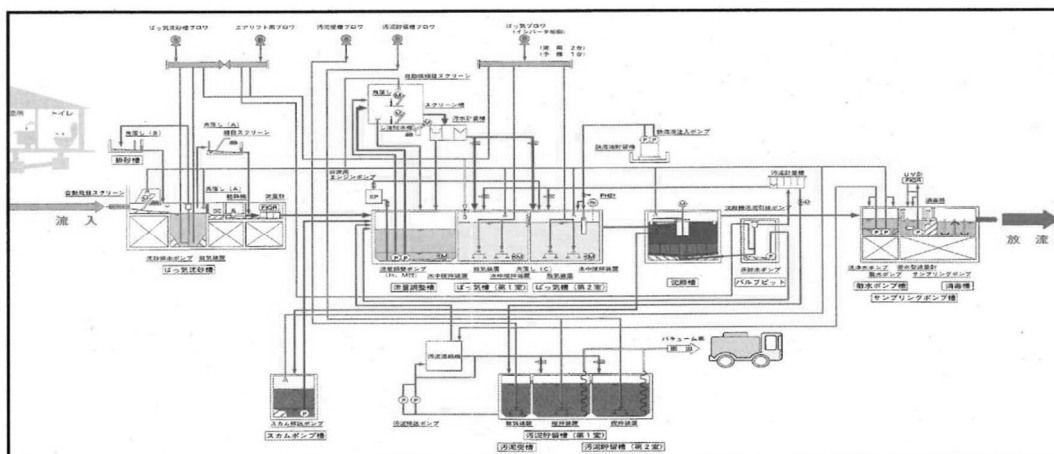
名称	美鹿地区浄化センター
計画処理人口	430人
処理区域面積	14.4ha
処理場位置	桑名市多度町美鹿 470 番地 1
処理方法	JARUS XIV型

[美鹿地区 汚水処理フロー]



名称	古野地区浄化センター
計画処理人口	1060 人
処理区域面積	32.2ha
処理場位置	桑名市多度町古野 2219 番地 1
処理方法	JARUS XIVP型

[古野地区 汚水処理フロー]



(3) 生活排水処理の状況

生活排水処理施設整備人口の推移

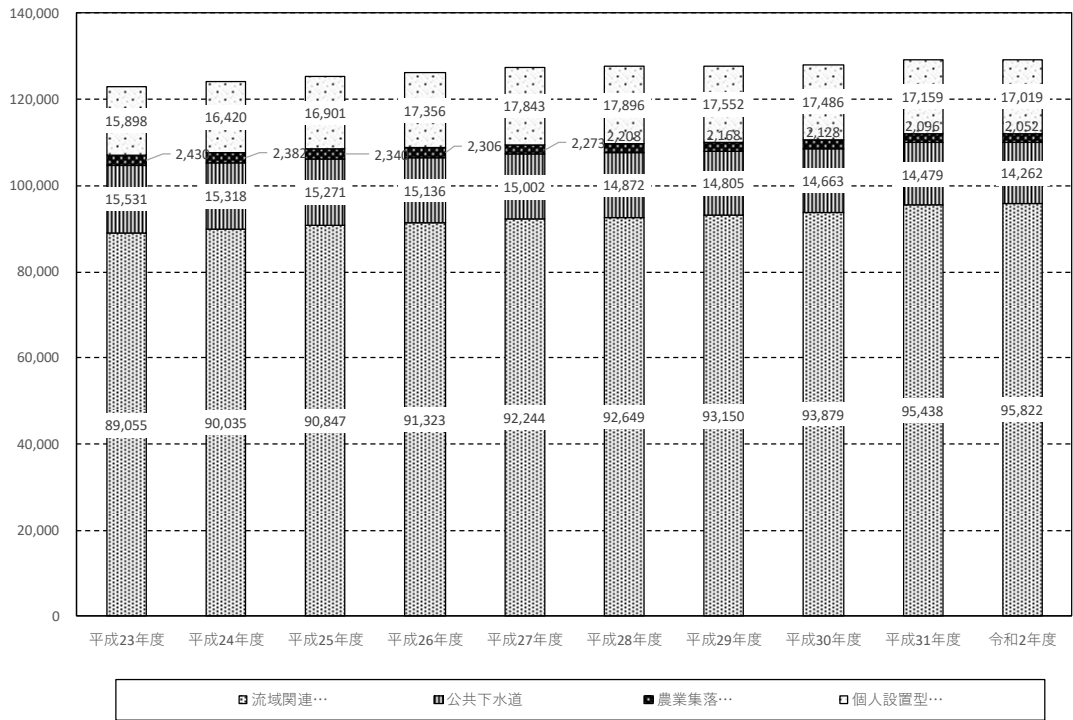
家庭から排出される生活排水は、下水道や合併処理浄化槽などの普及によって、処理人口が増加傾向にあります。令和2年度末時点の生活排水処理施設整備率（下水道や合併処理浄化槽などの処理施設を使用できる人口の割合）は91.6%であり、平成23年度に比べて、生活排水処理人数で約6,000人、率で5.3%増加しています。

[生活排水処理施設整備人口の推移]

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行政人口	142,427	142,347	142,510	142,544	143,088
世帯数(戸)	55,322	55,323	55,957	56,517	57,345
1世帯あたり人口	2.57	2.57	2.55	2.52	2.50
流域関連公共下水道	89,055	90,035	90,847	91,323	92,244
	15,531	15,318	15,271	15,136	15,002
下水道 小計	104,586	105,353	106,118	106,459	107,246
農業集落排水施設等	2,430	2,382	2,340	2,306	2,273
集合処理施設 合計	107,016	107,735	108,458	108,765	109,519
個人設置型浄化槽等	15,898	16,420	16,901	17,356	17,843
個別処理施設 合計	15,898	16,420	16,901	17,356	17,843
生活排水処理施設整備人口 合計	122,914	124,155	125,359	126,121	127,362
生活排水処理施設整備率(%)	86.3%	87.2%	88.0%	88.5%	89.0%
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
行政人口	142,951	142,791	142,274	141,701	141,045
世帯数(戸)	57,919	58,586	59,245	59,816	60,301
1世帯あたり人口	2.47	2.44	2.40	2.37	2.34
流域関連公共下水道	92,649	93,150	93,879	95,438	95,822
	14,872	14,805	14,663	14,479	14,262
下水道 小計	107,521	107,955	108,542	109,917	110,084
農業集落排水施設等	2,208	2,168	2,128	2,096	2,052
集合処理施設 合計	109,729	110,123	110,670	112,013	112,136
個人設置型浄化槽等	17,896	17,552	17,486	17,159	17,019
個別処理施設 合計	17,896	17,552	17,486	17,159	17,019
生活排水処理施設整備人口 合計	127,625	127,675	128,156	129,172	129,155
生活排水処理施設整備率(%)	89.3%	89.4%	90.1%	91.2%	91.6%

[生活排水処理施設整備人口の推移]



生活排水処理施設整備の進捗状況

三重県が平成28年6月に公表した「生活排水処理アクションプログラム（平成28年度版）」をみると、令和2年度における三重県内の各市町の生活排水処理施設の整備状況は下表のとおりであり、本市は91.6%となっています。三重県全体の整備率に比べると高くなっており、29市町のうち13番目となっています。

[市町別生活排水処理施設の整備率（令和2年度末）]

地域名	市町名	住民基本台帳人口	集合処理施設					個別処理施設			生活排水処理施設整備人口合計	生活排水処理施設の整備率（%）
			下水道	農業集落排水施設等	漁業集落排水施設	コミュニティ・プラント	集合処理施設合計	市町村設置型浄化槽	個人設置型浄化槽等	個別処理施設合計		
桑名	桑名市	141,045	110,084	2,052			112,136		17,019	17,019	129,155	91.6
	いなべ市	45,250	40,142	4,231			44,373		792	792	45,165	99.8
	木曾岬町	6,171	4,017	2,154			6,171		0	0	6,171	100.0
	東員町	25,957	25,761	0			25,761		77	77	25,838	99.5
		218,423	180,004	8,437	0	0	188,441	0	17,888	17,888	206,329	94.5
四日市	四日市市	310,610	248,436	6,322		3,088	257,846		28,739	28,739	286,585	92.3
	菰野町	41,670	28,844	3,210			32,054		6,620	6,620	38,674	92.8
	朝日町	11,014	10,924				10,924		60	60	10,984	99.7
	川越町	15,283	15,217				15,217		16	16	15,233	99.7
		378,577	303,421	9,532	0	3,088	316,041	0	35,435	35,435	351,476	92.8
鈴鹿	鈴鹿市	198,353	118,104	17,539			135,643		49,213	49,213	184,856	93.2
	亀山市	49,530	29,824	8,130			37,954		5,928	5,928	43,882	88.6
		247,883	147,928	25,669	0	0	173,597	0	55,141	55,141	228,738	92.3
津	津市	275,238	141,307	10,786			152,093	1,455	98,919	100,374	252,467	91.7
		275,238	141,307	10,786	0	0	152,093	1,455	98,919	100,374	252,467	91.7
松阪	松阪市	161,520	95,447	972			96,419	4,992	45,704	50,696	147,115	91.1
	多気町	14,244	6,266	2,588			8,854	1,862	2,699	4,561	13,415	94.2
	明和町	23,049	4,619	3,903			8,522		9,005	9,005	17,527	76.0
	大台町	8,893	1,703				1,703	1,802	2,691	4,493	6,196	69.7
		207,706	108,035	7,463	0	0	115,498	8,656	60,099	68,755	184,253	88.7
南勢	伊勢市	123,853	70,281				70,281		28,182	28,182	98,463	79.5
	鳥羽市	17,850	1,365				1,365		6,116	6,116	7,481	41.9
	志摩市	48,060	5,449	1,099	1,409		7,957	116	19,072	19,188	27,145	56.5
	玉城町	15,362	13,242	1,374	0		14,616		548	548	15,164	98.7
	度会町	7,948	0	0	0		0		5,572	5,572	5,572	70.1
	大紀町	8,035	0	0	0		0		3,953	3,953	3,953	49.2
	南伊勢町	11,869	2,461	791	4,315		7,567	803	546	1,349	8,916	75.1
		232,977	92,798	3,264	5,724	0	101,786	919	63,989	64,908	166,694	71.5
伊賀	伊張市	77,250	44,900	9,537		22	54,459	472	21,706	22,178	76,637	99.2
	伊賀市	89,262	17,118	16,414		243	33,775	1,835	38,447	40,282	74,057	83.0
		166,512	62,018	25,951	0	265	88,234	2,307	60,153	62,460	150,694	90.5
紀北	尾鷲市	17,053					0		7,021	7,021	7,021	41.2
	紀北町	15,150					0	205	5,517	5,722	5,722	37.8
		32,203	0	0	0	0	0	205	12,538	12,743	12,743	39.6
紀南	熊野市	16,232					0	507	6,093	6,600	6,600	40.7
	御浜町	8,279	2,221				2,221	52	2,784	2,836	5,057	61.1
	紀宝町	10,674					0	2,447	3,821	6,268	6,268	58.7
		35,185	2,221	0	0	0	2,221	3,006	12,698	15,704	17,925	50.9
合計		1,794,704	1,037,732	91,102	5,724	3,353	1,137,911	16,548	416,860	433,408	1,571,319	87.6
割合（整備率）（%）			57.8	5.1	0.3	0.2	63.4	0.9	23.2	24.1	87.6	

- ※ 生活排水処理施設の整備率とは、下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口（各家庭で宅内配管を行えば利用できる人口）を住民基本台帳人口で除して求めた率です。
- ※ 「農業集落排水施設等」とは、農業集落排水施設、簡易排水施設の合計を表します。
- ※ 浄化槽とは、従来から合併処理浄化槽と呼んでいたものです。
- ※ 「市町村設置型浄化槽」の整備人口は、浄化槽市町村整備推進事業で設置されたもののほか、市町が設置・管理を行う浄化槽の整備人口です。
- ※ 「個人設置型浄化槽等」の整備人口は、個人や民間事業者によって設置された浄化槽の整備人口です。

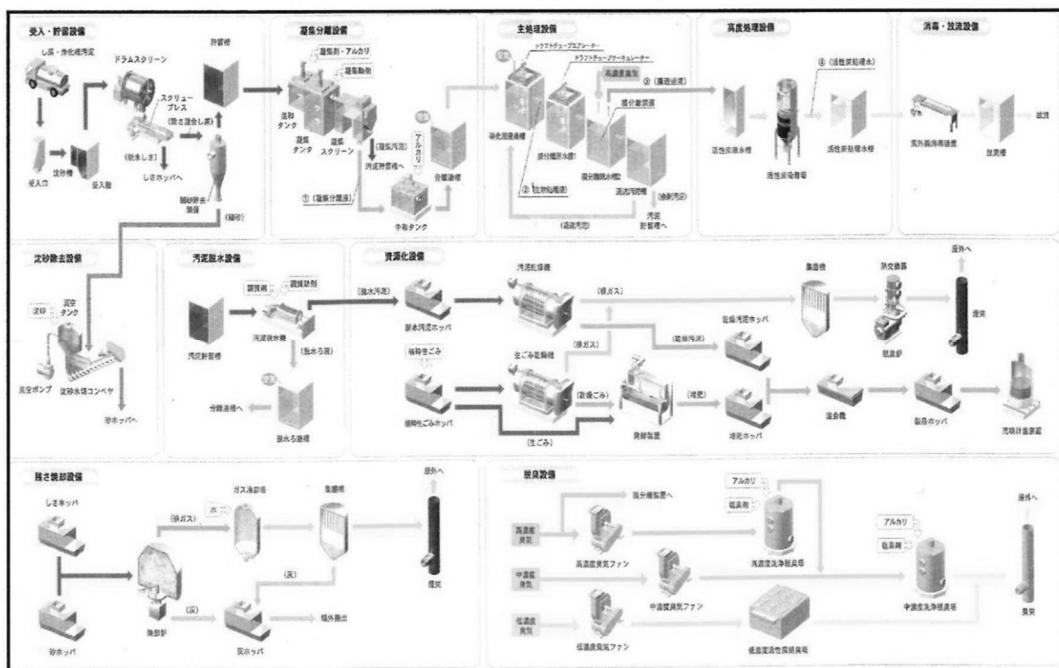
(4) し尿処理施設の概況

① 桑名広域環境管理センター

本市では、全地域をし尿収集区域としており、平成17年1月より、上之輪新田地内の桑名広域環境管理センターでし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。

名称	桑名広域環境管理センター
所在地	桑名市大字上之輪新田字永長 707 番地
処理能力	164kL/日（し尿:25kL/日、浄化槽汚泥:139kL/日）生ごみ:1.0t/日
水処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理方式
資源化方式	堆肥化（汚泥乾燥＋生ごみ発酵）
敷地面積	約 17,600m ²
竣工	平成 16 年 12 月 15 日

[桑名広域環境管理センター 処理フロー]



(5) し尿処理の現状

し尿処理人口の推移

し尿処理別人口の推移をみると、下水道（流域下水道および公共下水道）による処理人口が増加し、生し尿（汲み取り）や浄化槽（合併処理浄化槽・農業集落排水・単独処理浄化槽）は減少しています。処理対象人口に対する下水道での処理の割合は、平成23年度では73.4%であったものが、令和2年度では79.5%となっています。

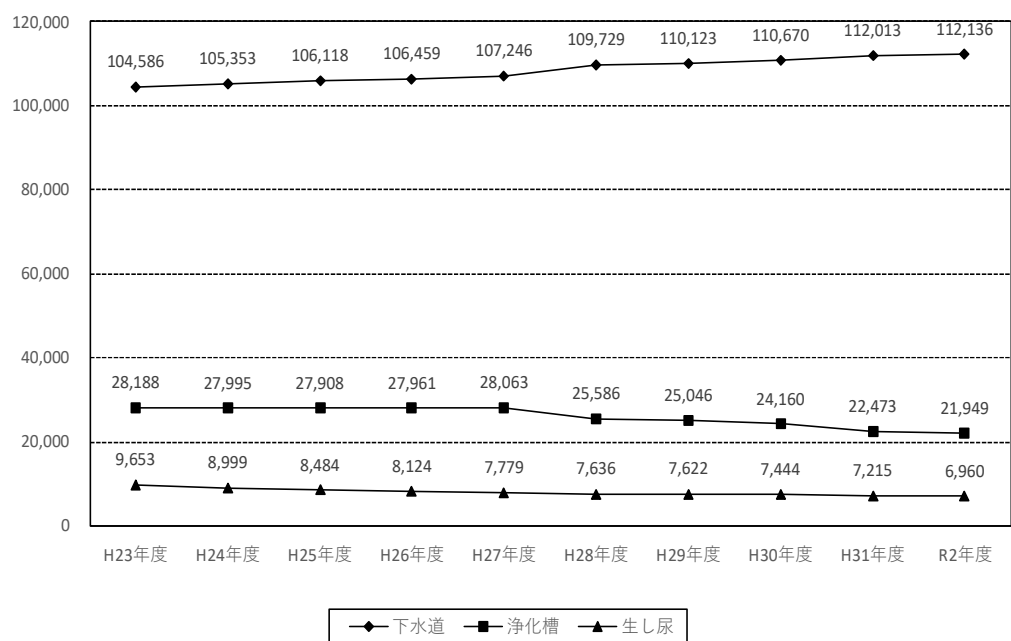
[し尿処理人口の推移]

(単位：人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
行政世帯数	55,322	55,323	55,957	56,517	57,345
行政人口	142,427	142,347	142,510	142,544	143,088
処理別人口	142,427	142,347	142,510	142,544	143,088
下水道	104,586	105,353	106,118	106,459	107,246
生し尿	9,653	8,999	8,484	8,124	7,779
浄化槽	28,188	27,995	27,908	27,961	28,063
(単独)	9,860	9,193	8,667	8,299	7,947
(合併)	18,328	18,802	19,241	19,662	20,116
自家処理	0	0	0	0	0
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
行政世帯数	57,919	58,586	59,245	59,816	60,301
行政人口	142,951	142,791	14,274	141,701	141,045
処理別人口	142,951	142,791	14,274	141,701	141,045
下水道	109,729	110,123	110,670	112,013	112,136
生し尿	7,636	7,622	7,444	7,215	6,960
浄化槽	25,586	25,046	24,160	22,473	21,949
(単独)	7,690	7,494	6,674	5,314	4,930
(合併)	17,896	17,552	17,486	17,159	17,019
自家処理	0	0	0	0	0

(注) 下水道は、流域下水道および公共下水道 生し尿は汲み取り、合併は合併浄化槽および農業集落排水

[し尿処理人口の推移]



し尿排出量の推移

し尿排出量の推移をみると、生し尿の排出量は年々減少しています。浄化槽汚泥の排出量は平成20年度までは増加していましたが、平成21年度以降は減少傾向にあります。

なお、桑名広域環境管理センターでのし尿処理量は、し尿排出量の全量となっています。

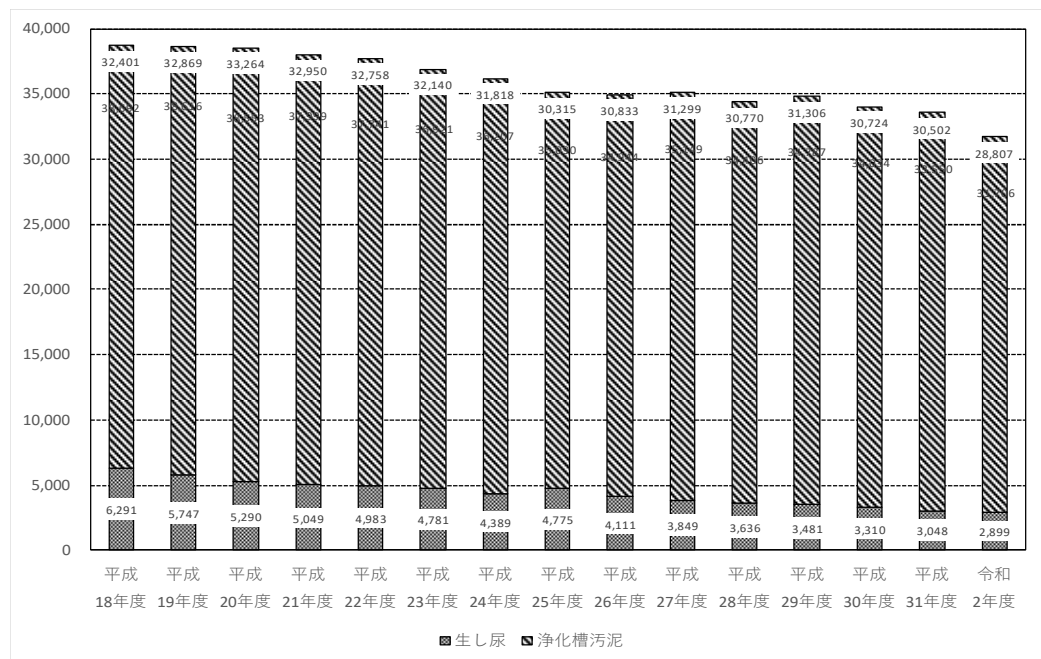
[し尿排出量の推移]

(単位:k1)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
生し尿	6,291.1	5,747.0	5,289.8	5,049.1	4,982.7
浄化槽汚泥	32,400.7	32,869.1	33,263.5	32,949.8	32,758.1
合計	38,691.8	38,616.1	38,553.3	37,998.9	37,740.8
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
生し尿	4,781.2	4,388.7	4,775.0	4,110.8	3,849.4
浄化槽汚泥	32,139.5	31,818.1	30,314.7	30,832.9	31,299.2
合計	36,920.7	36,206.8	35,089.7	34,943.7	35,148.6
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
生し尿	3,636.0	3,481.4	3,309.8	3,048.3	2,899.0
浄化槽汚泥	30,769.5	31,305.9	30,723.8	30,502.1	28,806.6
合計	34,405.5	34,787.3	34,033.6	33,550.4	31,705.6

[し尿排出量の推移]

(単位:k1)



2. 生活排水処理基本方針

(1) 基本方針

本市の生活排水処理施設の整備状況は、県の平均をやや上回っていますが、生活排水による河川等の水質汚濁が解消されたとはいええない状況にあります。

そのため、下水道認可区域のうち整備が完了していない箇所については計画的な整備を進めます。また、下水道や農業集落排水の供用区域内においては、市民・事業者に対して接続率の向上を図ります。

(2) 計画処理区域・生活排水処理主体

生活排水処理基本計画の計画処理区域は、本市の行政区域全域とします。

また、今後の生活排水処理主体については、現状のままとします。

処理施設の種類	対象となる排水の種類	処理主体
流域関連公共下水道	し尿、生活雑排水	三重県
公共下水道	し尿、生活雑排水	桑名市
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	桑名市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
汲み取り便槽	し尿	個人等
桑名広域環境管理センター	し尿、浄化槽汚泥	桑名・員弁広域連合

(3) 将来人口の見込み

本市における今後の生活排水処理施設の整備方針を検討した「桑名市生活排水処理施設整備基本構想 報告書」（平成 28 年 1 月）および「生活排水処理アクションプログラム（平成 28 年度版）」（三重県、平成 28 年 6 月）において、既存の人口推計結果や近年の動向等を踏まえ、生活排水処理にかかる今後の将来人口の予測値を設定しています。

上記の設定では、令和 7 年度および令和 17 年度を目標年次とし、それぞれの将来人口を、下表のとおり見込んでいます。

本計画においても、上記計画等との整合性を図る観点から、同じ将来人口の見込み値を採用します。

実人口	将来人口	
	令和 2 年度	令和 7 年度
141,045 人	139,900 人	131,000 人

(4) 生活排水処理計画人口の見込み・目標

生活排水処理の計画人口については、「桑名市生活排水処理施設整備基本構想 報告書」および「生活排水処理アクションプログラム（平成 28 年度版）」において見込み値が試算されています。

上記計画における令和 7 年度、令和 17 年度の生活排水処理施設整備人口および整備率の見込みは下表のとおりです。

本計画における生活排水処理の目標の設定にあたっては、上記計画等との整合性を図る観点から、それら計画の令和 7 年度見込み値を、本計画の目標とします。

[生活排水処理の目標]

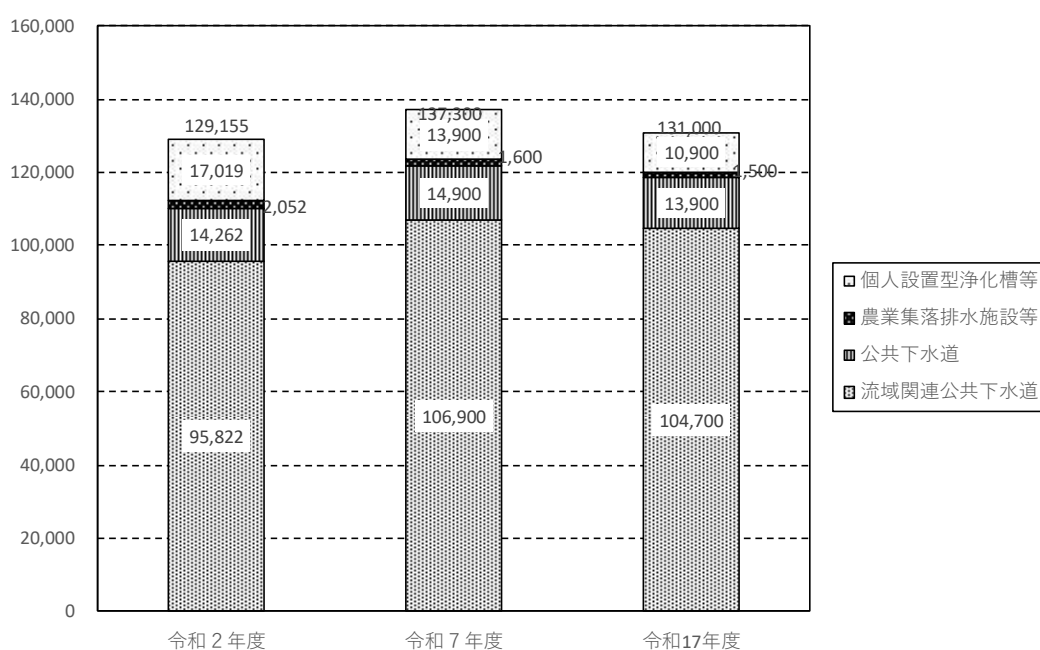
	令和 2 年度（実績値）	令和 17 年度（目標値）
生活排水処理施設の整備率	91.6%	98.1%

[生活排水処理計画人口の実績と見込み]

(単位：人)

		実績値	推計値	
		令和2年度	令和7年度	令和17年度
行政人口		141,045	139,900	131,000
	流域関連公共下水道	95,822	106,900	104,700
	公共下水道	14,262	14,900	13,900
	下水道 小計	110,084	121,800	118,600
	農業集落排水施設等	2,052	1,600	1,500
集合処理施設 合計		112,136	123,400	120,100
	個人設置型浄化槽等	17,019	13,900	10,900
	個別処理施設 合計	17,019	13,900	10,900
生活排水処理施設整備人口 合計		129,155	137,300	131,000
生活排水処理施設整備率 (%)		91.6%	98.14%	100.00%

[生活排水処理計画人口の実績と見込み]



(5) し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み・目標

し尿・浄化槽汚泥の収集汚泥量については、「(4)生活排水処理計画人口の見込み・目標」に基づき、見込み値を試算しています。

し尿汲み取りおよび浄化槽人口が減少するとの見込みに比例して、収集汚泥量も減少するものと見込んでいます。

本計画におけるし尿・浄化槽汚泥の処理人口、収集汚泥量の目標は、下表のとおり設定します。

	人口（人）			収集汚泥量（㎡/日）		
	実績値 （令和2年度）	目標値 （令和7年度）	【参考値】 （令和17年度）	実績値 （令和2年度）	目標値 （令和7年度）	【参考値】 （令和17年度）
合併処理浄化槽	17,356	14,600	11,500	68.8	57.9	45.6
単独処理浄化槽	8,299	1,314	0	32.9	5.2	0.0
し尿汲み取り	8,124	1,286	0	14.6	2.3	0.0

(6) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

本市のし尿および浄化槽汚泥は桑名広域環境管理センターで処理していますが、受け入れに対応する処理能力があることから、今後も桑名広域環境管理センターで処理するものとします。

また、し尿および浄化槽汚泥の収集・運搬体制については、現行において十分な行政サービスを提供する体制が整っていることから、今後も現行と同じ許可業者が収集・運搬を行うこととし、社会情勢や処理体制等の大幅な変更が生じた際には必要に応じた見直しを行うこととします。

桑名市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

発行 桑名市

編集 桑名市市民環境部環境対策課

〒511-0806

三重県桑名市大字東汰上 831 番地

TEL (0594) 24-1436

FAX (0594) 22-5183